

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
内閣02	国家戦略特区における所得控除制度の延長
内閣03	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長
内閣04	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長
内閣05	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の延長
内閣06	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善（適正化）に伴う所要の措置
内閣07	日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☒ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27年度～令和6年度累計）：40万人※現在の目標※本制度の分析対象期間（令和10年3月31日まで）を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、40万人目標が平成27年度～令和6年度までのものであることから、令和8年3月31日まで引き伸ばし「44万人」とすることになると想定）に対する過去の効果（令和3年度から6年度まで）について、「令和3年度以降は、令和6年度経済センサス-基礎調査（都道府県別従業員数）に令和3年度経済センサス-活動調査から算出した、都道府県ごとの直近3年間における開設年度別従業員割合及び、本社割合を乗じることで推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 所期の達成目標（地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（平成27～令和9年度累計）：4万人※現在の目標※整備計画の認定を受けた企業が対象。※本制度の分析対象期間（令和8年3月31日まで）を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を（3,077人×11年間＝）「33,847人」とすることになると想定）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
③ 所期の達成目標（東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27年度～令和6年度累計）：40万人※現在の目標※本制度の分析対象期間（令和10年3月31日まで）を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、40万人目標が平成27年度～令和6年度までのものであることから、令和8年3月31日まで引き伸ばし「44万人」とすることになると想定）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【内閣府の補足説明】
① 別紙3にて回答
② 「本税制が無ければ本社移転を実施しなかった、もしくは規模を縮小した可能性がある」との回答は、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を除いて、本税制が本社移転・拡充の経営判断に直接的な効果をもたらしたものと推察されることから、整備計画の認定事業者向けアンケート調査において、当該回答を行った事業者の雇用創出数の割合（24.8%）を直接的効果として算出した。
③ 制度創設後10年間ににおいて、新設された本社等における本社機能従業者の増加数のうち、「本税制が無ければ本社移転を実施しなかった、もしくは規模を縮小した可能性がある」事業者による雇用創出数の割合（24.0%）を、本特例措置の直接的効果として算出した（別紙3参照）
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（平成27～令和9年度累計）：4万人※現在の目標）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
② 達成目標（東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27年度～令和6年度累計）：40万人※現在の目標※本制度の分析対象期間（令和10年3月31日まで）を鑑みた場

合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、40万人目標が平成27年度～令和6年度までのものであることから、令和10年3月31日まで引き伸ばし「52万人」とすることになると想定（4万人／1年間）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、①及び②について、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【内閣府の補足説明】 ①・② （6）②及び③と同様の方法にて直接的効果を検証する。
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税：義（国税１） 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）（地方税２）
	②: 上記以外の税目	（所得税：外）
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。 （１）特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度（オフィス減税） （２）整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度（雇用促進税制） 《要望の内容》 企業の地方移転・地方拠点の強化を促進し、地方における雇用創出等を図るため、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置（地方拠点強化税制）の適用期限を延長（２年間）する。また、企業への地方移転等へのインセンティブを高めるため所要の拡充等を行う。 ・オフィス減税について － 税額控除率等の引上げ － 対象施設へ中古物件を追加 《関係条項》 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号、第十七条の二 地方税法第二十三条第一項第四号、第七十二条の二十三第一項
5	担当部局	内閣府 地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和７年８月 分析対象期間：平成 27 年 10 月 2 日（※）～令和 10 年 3 月 31 日

		（※本税制関連の地域再生計画の初認定日）
7	創設年度及び改正経緯	○平成 27 年度 ・創設 （１）オフィス減税の創設 （取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設） （２）（地方拠点強化税制における）雇用促進税制の創設 （地域再生法の認定地域再生計画に基づく「整備計画」の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充） ○平成 28 年度 ・拡充（雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度（所得拡大促進税制）と重複適用を可能とする拡充） ○平成 29 年度 ・拡充（オフィス減税の減税率について、移転型事業は 7 %、拡充型事業は 4 %（平成 27、28 年度と同水準）に維持。雇用促進税制について、無期雇用かつフルタイムに対する控除額の上乗せ。等） ○平成 30 年度 ・適用期間の延長（２年間） ・拡充（移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。「整備計画」認定時の雇用者増加要件を 10 人（中小 5 人）から 5 人（中小 2 人）とする要件緩和。等） ○令和 2 年度 ・適用期間の延長（２年間） ・拡充（雇用促進税制について、移転型事業の税額控除額を 3 年間で最大 150 万円から 170 万円に拡充、企業全体の給与総額の増加に関する要件を廃止。等） ○令和 4 年度 ・適用期間の延長（２年間） ・拡充（情報サービス事業部門の追加、オフィス減税の対象となる地方拠点の整備期間を 2 年以内から 3 年以内に延長。等） ○令和 6 年度 ・適用期間の延長（２年間） ・拡充（商業事業部門の一部、サービス事業部門の一部を追加、事務所・研究所・研修所を新設する際に合わせて整備する子育て支援施設を対象に追加。拠点整備の期間を踏まえた適用要件の見直し。）
8	適用又は延長期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（２年間）
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の事務所、研究所、研修所の東京 23 区から地方への全部又は一部移転や、地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用の創出等を図る。 《政策目的の根拠》 ・地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 1 条 「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会

		経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」 ・地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条 「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている ・地方創生 2.0 基本構想 （令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 「地方での雇用や、地方への新たな人や資金の流れを創出するため、域外からの本社機能の移転・拡充を促す地方拠点強化税制について、制度の活用促進などによる環境整備や、制度を補完する地方公共団体等の好事例の普遍化と併せ、活用実績等の分析を踏まえた制度の見直しを検討する。」 ・経済財政運営と改革の基本方針 2025 （令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 「人の流れを創出・拡大するため、若者を始め、地方移住を促す取組を強化するとともに、税制の活用も含めた環境整備による企業の地方移転や拠点拡充、（中略）を促進する」
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策 6 地方創生 施策 6 地方創生に関する施策の推進
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数（2015～2024 年度累計）：3 万人※改訂前の目標 <アウトプット> ・地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（平成 27～令和 9 年度累計）：4 万人※現在の目標 ※整備計画の認定を受けた企業が対象。 <アウトカム> ・東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成 27 年度～令和 6 年度累計）：40 万人※現在の目標

		※本制度の分析対象期間（令和 10 年 3 月 31 日まで）を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、40 万人目標が平成 27 年度～令和 6 年度までのものであることから、令和 10 年 3 月 31 日まで引き伸ばし「52 万人」とすることになると想定（4 万人/1 年間）。																																																												
	④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から認定を受けた「整備計画」においては、令和 7 年 6 月末現在で、33,052 人の雇用を地方で創出することが見込まれており、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献している。 目標値の年度ごとの達成率は、下記「有効性等」のうち「④効果」に記載のとおり、多数の年度において 100%以上の達成率を実現しており、順調に推移している。本制度の分析対象期間（令和 10 年 3 月 31 日まで）の目標値は 4 万人であることから、令和 7 年 5 月時点で約 82.4%を達成しているため、計画の達成が見込まれる。 また、アウトカムとしては、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計については、平成 27 年 10 月～令和 6 年 6 月現在で 448,282 人（推計値）となっており、当初に設定した目標は達成しており、前回想定した目標（令和 8 年 3 月 31 日までに 44 万人）についても達成していると推計される。																																																												
10 有効性等	① 適用数	<適用件数> ○オフィス減税 <table><tr><th></th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th></tr><tr><td>特別償却</td><td>2 件</td><td>4 件</td><td>7 件</td><td>5 件</td><td>13 件</td><td>7 件</td><td>7 件</td></tr><tr><td>税額控除</td><td>2 件</td><td>16 件</td><td>24 件</td><td>19 件</td><td>27 件</td><td>27 件</td><td>19 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>4 件</td><td>20 件</td><td>31 件</td><td>24 件</td><td>40 件</td><td>34 件</td><td>26 件</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th></tr><tr><td>特別償却</td><td>5 件</td><td>10 件</td><td>5 件</td><td>11 件</td><td>9 件</td><td>9 件</td></tr><tr><td>税額控除</td><td>29 件</td><td>25 件</td><td>23 件</td><td>30 件</td><td>25 件</td><td>25 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>34 件</td><td>35 件</td><td>25 件</td><td>41 件</td><td>34 件</td><td>34 件</td></tr></table> ○雇用促進税制		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	特別償却	2 件	4 件	7 件	5 件	13 件	7 件	7 件	税額控除	2 件	16 件	24 件	19 件	27 件	27 件	19 件	合計	4 件	20 件	31 件	24 件	40 件	34 件	26 件		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	特別償却	5 件	10 件	5 件	11 件	9 件	9 件	税額控除	29 件	25 件	23 件	30 件	25 件	25 件	合計	34 件	35 件	25 件	41 件	34 件	34 件
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度																																																							
特別償却	2 件	4 件	7 件	5 件	13 件	7 件	7 件																																																							
税額控除	2 件	16 件	24 件	19 件	27 件	27 件	19 件																																																							
合計	4 件	20 件	31 件	24 件	40 件	34 件	26 件																																																							
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度																																																								
特別償却	5 件	10 件	5 件	11 件	9 件	9 件																																																								
税額控除	29 件	25 件	23 件	30 件	25 件	25 件																																																								
合計	34 件	35 件	25 件	41 件	34 件	34 件																																																								

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

損金 算入 額	346,412 千円	1,421,226 千円	216,706 千円	56,599 千 円	564,844 千円	564,844 千円
税 額 控 除 額	933,437 千 円	649,024 千円	2,313,096 千円	1,636,605 千円	1,532,908 千円	1,532,908 千円
合計	1,279,849 千円	2,070,250 千円	2,529,802 千円	1,693,204 千円	2,097,752 千円	2,097,752 千円

○雇用促進税制

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
税額 控除 合計	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	51,396 千円	39,539 千円	3,036 千円
	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	51,396 千円	39,539 千円	3,036 千円

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
税 額 控 除	10,532 千円	9,979 千円	6,300 千円	16,900 千円	8,937 千 円	8,937 千 円
合計	10,532 千円	9,979 千円	6,300 千円	16,900 千円	8,937 千 円	8,937 千 円

【算定根拠】

平成 27～令和 5 年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」）、令和 6 年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。

※令和 8 年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和 8 年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

③、減収額

○オフィス減税

	特別償却・税額控除	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国税 (法人税)	特別償却	69.8 百万円	31.8 百万円	65.1 百万円	45.7 百万円
	税額控除	79.3 百万円	1550.1 百万円	1466.3 百万円	680.3 百万円
地方税	-	27.8 百万円	14.1 百万円	27.0 百万円	20.3 百万円
法人 住民税	-	10.3 百万円	5.6 百万円	13.1 百万円	8.1 百万円
法人 事業税	-	17.5 百万円	8.5 百万円	13.9 百万円	12.2 百万円
計	-	177.0 百万円	1,596.0 百万円	1,558.4 百万円	746.3 百万円

	特別償却・税額控除	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国税 (法人税)	特別償却	120.1 百万円	124.0 百万円	83.1 百万円	80.4 百万円
	税額控除	895.7 百万円	730.5 百万円	1294.5 百万円	933.4 百万円
地方税	-	47.1 百万円	38.2 百万円	34.3 百万円	31.4 百万円
法人 住民税	-	19.0 百万円	20.6 百万円	11.3 百万円	14.8 百万円
法人 事業税	-	28.1 百万円	17.6 百万円	23.0 百万円	16.6 百万円
計	-	1,063.0 百万円	892.8 百万円	1411.9 百万円	1045.2 百万円

	特別償却・税額控除	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国税 (法人税)	特別償却	329.7 百万円	50.3 百万円	13.1 百万円	131.0 百万円
	税額控除	649.0 百万円	2,313.1 百万円	1,636.6 百万円	1,532.9 百万円
地方税	-	119.4 百万円	168.8 百万円	116.4 百万円	125.2 百万円
法人 住民税	-	26.1 百万円	165.4 百万円	115.5 百万円	116.5 百万円
法人 事業税	-	93.3 百万円	3.3 百万円	0.9 百万円	8.8 百万円
計	-	1098.1 百万円	2,532.2 百万円	1,766.1 百万円	1,914.4 百万円

	特別償却・税額控除	令和9年度
国税 (法人税)	特別償却	131.0 百万円
	税額控除	1,532.9 百万円
地方税	-	125.2 百万円
法人 住民税		116.5 百万円
法人 事業税		8.8 百万円
計	-	1,914.4 百万円

○雇用促進税制

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国税 (法人税)	3.8 百万円	4.9 百万円	49.1 百万円	23.7 百万円	51.4 百万円	39.5 百万円
地方税 (法人住民税)	0.2 百万円	0.2 百万円	2.0 百万円	1.0 百万円	1.9 百万円	0.6 百万円
計	3.9 百万円	5.1 百万円	51.1 百万円	24.7 百万円	53.3 百万円	40.2 百万円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国税 (法人税)	3.0 百万円	10.5 百万円	9.9 百万円	15.9 百万円	23.3 百万円	12.1 百万円
地方税 (法人住民税)	0.2 百万円	0.8 百万円	0.6 百万円	1.1 百万円	1.6 百万円	0.8 百万円
計	3.2 百万円	11.3 百万円	10.5 百万円	17.0 百万円	24.9 百万円	12.9 百万円

	令和9年度
国税 (法人税)	12.1 百万円
地方税 (法人住民税)	0.8 百万円
計	12.9 百万円

【算定根拠】

・オフィス減税について

平成27～令和5年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計。（別紙1参照）

令和6年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の

		適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計。（別紙1参照） ※令和8年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和8年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。 ・雇用促進税制について 国税は、平成27～令和5年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和6年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計（別紙2参照）。 地方税は、令和元年度～令和5年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」をもとに記載し、令和6年度以降は、「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計（別紙2参照）。平成30年度以前は旧雇用促進税に係る適用実績が含まれていると史料されるため、令和元年度～3年度の国税と地方税の比の平均値を国税に乗じて推計した値を記載（別紙2参照）。 優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。 ※令和8年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和8年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。
④: 効果		《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 アウトプット達成目標である「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（2015～2027年度累計）：4万人」という達成目標に対して、令和7年6月末現在で、33,052人の雇用を地方で創出することが見込まれており、すでに達成目標の8割以上を實現している。 また、アウトカム達成目標である東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計については、平成27年10月～令和6年6月までにおいて、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27年度～令和6年度累計）は目標40万人に対して、令和6年6月現在で、448,282人（推計値）となっており、当初に設定した目標は達成している。また、前回想定した目標（令和8年3月31日までに44万人）についても達成していると推計される。 この雇用創出数は、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献するものである。 ○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由 前々回の政策評価時（令和3年度）においては、達成目標に「地域再生法に基づく認定を受けた「整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人」にしていた。しかし、令和4年にデジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）を策定する際、令和4年10月末時点で25,055人の実績が挙がっており、目標達成が1年早まることが見込まれたため、目標達成年限を2024年から2027年に延長し、増加数も従前の達成目標よりももう一歩高くすべく、「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計

		（前回達成目標から平易な表現に変更したが、内容変更は無い）：4万人」に上方修正を行った。 加えて将来的な効果見込みとして、過去10年間に創出した雇用数の平均は3,000人を超過（約3,232人）している。同様のペースで進捗すれば、目標値達成のために必要な年度平均の雇用創出数は「3,077人」であることから目標達成は十分期待できる。他方で、地方における人材採用の厳しさは根本的に変わっておらず、足下の状況を踏まえた制度の不断の見直しを引き続き図ることで、政策目的の達成を図るべきであると認識している。 また、前回の政策評価時（令和5年度）においては、「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計：4万人」をアウトプットし、アウトカムとして「企業の本社機能を有する事務所等の東京23区から地方への移転又は地方拠点の拡充を通じて、地方において雇用を創出する」という政策目標の實現に向け、新たにデジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に掲げられた「東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計：40万人」を設定した。 加えて将来的な見込みとして、直近のデータがある令和6年度（～6月）までに創出した従業者数は合計で448,282人（推計値）となっており、通年で集計している平成28年度～令和5年度の年平均は約52,000人となっている。同様のペースで進捗すれば、目標年限（13年間の目標値※）の目標達成のために必要な年度平均の雇用創出数は40,000人であることから目標達成は十分期待できる。 ※ 現在の本税制の目標値は令和6年度末までになっているが、当該評価書の分析期間は令和10年3月末までの13年間となっていることから、仮に算出したもの。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 ・都道府県知事の認定を受けた整備計画（令和7年6月末時点）を内閣府集計
		《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 アウトプット達成目標に掲げた「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計」は、企業が地方拠点強化税制において特定業務施設の整備にかかった建物取得価額等の租税特別措置の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前に「整備計画」の認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の實現には本税制が深く関与しており、「整備計画」において確実に雇用創出数を増やしている。また、本税制の政策効果に関する調査によると、整備計画の認定事業者のうち「本税制が無ければ本社移転を実施しなかった、もしくは規模を縮小した可能性がある」と回答した事業者による雇用創出数は24.8%であり、アウトプット目標に対する本税制の直接的な効果であると言える。 アウトカム指標に掲げた「東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計」については、制度創設前と創設後における本社等の従業員数を比較し、増加分を推計すると10年間で累計103,087人の増加となる。うち、本税制の対象となる本社機能に従事する従業員増加数は累計34,122人と推計され、税制が拠点の移転・拡充の経営判断に影響があった事業者による雇用創出数（8,174人）をもとに、寄与度を算出す

ると、アウトカム指標に対する本税制の直接的な効果は 24.0%と推計される。

それに加え、オフィスの新増設に係る設備投資が行われることで、建設業以外の様々な部門に経済的な波及効果を及ぼす。具体的には、平成 27 年度から令和 7 年度までになされたオフィス整備のための設備投資見込額に、非住宅建築の生産誘発係数を勘案して試算した結果、合計 5,798 億円を超える経済波及効果が見込まれる。

○設備投資に伴う経済波及効果

年度	設備投資に伴う経済波及効果
平成 27 年度	7,586 百万円
平成 28 年度	75,471 百万円
平成 29 年度	33,621 百万円
平成 30 年度	33,621 百万円
令和元年度	47,546 百万円
令和 2 年度	40,377 百万円
令和 3 年度	40,233 百万円
令和 4 年度	62,351 百万円
令和 5 年度	46,527 百万円
令和 6 年度	73,436 百万円
令和 7 年度	82,090 百万円
合計	579,873 百万円

<アウトプット>

「整備計画」の認定状況等（令和 7 年 6 月末時点）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
認定整備計画数	77 件	79 件	71 件	101 件	76 件	70 件	68 件	83 件	73 件	65 件
認定整備計画における雇用創出数	4,421 人	3,214 人	2,793 人	3,499 人	1,344 人	3,122 人	5,815 人	2,180 人	4,424 人	1,562 人
目標値の達成率	143.7 %	104.5 %	90.8 %	113.7 %	43.6 %	101.5 %	190.0 %	70.8 %	143.8 %	50.8 %
雇用促進計画受付件数	25 件	47 件	62 件	60 件	44 件	55 件	52 件	54 件	56 件	41 件

	令和 7 年度	累計

認定整備計画数	16 件	779 件
認定整備計画における雇用創出数	678 人	33,052 人
目標値の達成率	22.0 %	82.6 %
雇用促進計画受付件数	39 件	535 件

<アウトカム>

東京圏外で新設された本社等の従業者数

	平成 27 年 (10 月～)	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年（推計値）	令和 4 年（推計値）	令和 5 年（推計値）
従業者数	11,138 人	45,185 人	63,937 人	55,484 人	53,942 人	46,123 人	53,710 人	52,276 人	44,766 人

	令和 6 年（6 月まで） (推計値)							累計
従業者数	21,721 人							448,282 人

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

- ・アウトプットに対する直接的効果
整備計画の認定事業者向けに実施した調査より内閣府集計。
- ・アウトカムに対する直接的効果（別紙 3 参照）
- ・設備投資に伴う経済波及効果

オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額（出典：租税特別措置（法人税関係）の利用状況調査）に、非住宅建築の生産誘発係数 1.9049576744473（出典：平成 27 年建設部門分析用産業連関表）を乗じて算出。

- ・「整備計画」の認定状況等

令和 7 年度に関して、認定整備計画数は令和 7 年 7 月 15 日までに都道府県から報告があったものの、雇用促進計画受付件数は令和 7 年 8 月 1 日までに労働局から報告のあったもの。

		※目標値の達成率は、上記「13 年間」で雇用創出数を「4 万人」とする目標値を1 年ごとに単純に割り振り、年間の目標値を雇用創出数「3,077 人」として試算。 ※令和3 年度の達成目標は「10 年間」で雇用創出数を「3 万人」、年間の目標値は「3,000 人」だった。しかし、それよりももう一步高い達成目標である4 万人、年間の目標値は「3,077 人」とし、従来よりも年間77 人増の達成目標に変更した。 ・平成27 年度から令和2 年度までは、令和3 年度経済センサス-活動調査を用いて試算（常用雇用者割合（常用雇用者/従業者数）を乗じて算出）。また、令和3 年度以降は、令和6 年度経済センサス-基礎調査（都道府県別従業員数）に令和3 年度経済センサス-活動調査から算出した、都道府県ごとの直近4 年間における開設年度別従業員割合及び、本社割合を乗じることで推計した（別紙3 参照）。 ・平成27 年1 月～12 月については、51,559 人であるが、常用雇用者数割合0.8641 を乗じ、制度創設以降の効果（平成27 年10 月～12 月）とするため、3/12 を乗じて、11,138 人と推計。
		《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 「整備計画」の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況（利益法人でなくなる）等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が「整備計画」の認定を受けた企業による実績報告にも見られる。これが、「整備計画」の認定実績と比較して、本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。 また、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、「整備計画」の認定以前に一定の期間を要することが見込まれる。加えて「整備計画」の認定後も、建物等の取得や新規雇用者の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。 なお、政策評価の観点から、本税制（特に雇用促進税制）の適用実績件数及び将来の適用見込み件数が僅少ではないか、との指摘があるが、重要なことは税制の活用増加自体を目的化することではなく、政策的な目標である「地方における雇用創出」にいかにか寄与するか、であると考えている。つまり、本税制が企業にとっての地方移転等のインセンティブとなることで企業が地方移転を決定し、実行した結果として、諸々の要因（上記のように、結果的に決算が赤字であった、一部要件を満たせなかった、等）により税制自体は活用できなかったとしても、本税制を呼び水として、「企業が地方において、実際に雇用を創出している」という事実には違いない。実際に、上記で説明したとおり、既に目標値の8 割以上を達成するなど、本税制は順調な成果を挙げている。従って、適用実績及び見込み件数の数値が低いからといって、必ずしも政策目的の達成に効果を挙げていないわけではない（むしろ、少ない出費（＝減収額）でもって、大きな政策効果を発揮している）と認識している。 財務省の適用実態調査における「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」の令和5 年度における上位10 社の適用額合計の割合は95.8%である。この原因としては、財

		務省の法人税関係特別措置別高額適用額によれば、第1 順位～第4 順位の適用額が約571,813 千円となっており適用額全体の88.1%を占めていることが挙げられる。 本税制は企業規模に制限を設けておらず、幅広い規模、業種の企業が税制適用を受けることができる。このため、「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」は、大型案件が出ると法人税額の適用金額が上がってしまうが、雇用創出効果も相対的には大きい。 また、「適用実態調査」の「主な適用業種及び業種別割合」からも、業種に偏りが無いことが確認でき、特定の企業のみに裨益しているわけではない。 これらの適用実態を踏まえ、目標達成のために最低限必要な雇用創出数（年度平均で3,077 人）をクリアしており、アウトカム達成目標である、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27 年度～令和6 年度累計）は目標40 万人に対して、令和6 年6 月現在で448,282（推計値）人となっており、目標を達成しており、想定する目標（令和10 年3 月末までに52 万人）についても現在のペースで推移した場合に目標達成が見込めることから、本特別措置が達成目標の実現に有効な手段であったと認識している。 ※財務省 法人関係特別措置別高額適用額 第1 順位 328,597 千円 第2 順位 130,463 千円 第3 順位 68,842 千円 第4 順位 43,911 千円 第5 順位 14,208 千円
	⑤: 税収減を是認する理由等	本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転動に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなる。 さらに、上記のオフィス整備に係る経済波及効果579,873 百万円を鑑みると、経済的に見ても、税収減を大きく上回る効果を挙げている。これらの効果を総合的に勘案して、本税制の税収減を是認することは妥当であると考えられる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。 本税制が対象とする企業の地方移転等は、都道府県が策定し国が認定する「地域再生計画」に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する「整備計画」に基づくものである。 したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該「整備計画」に基づく企業の地方移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。 また、租税特別措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。

		加えて、本税制の政策目的である「地方において雇用を創出する」という観点では、もちろん補助金によって企業行動を促進することも効果的であると考えられるが、上記のとおり、補助金には必ず予算枠の制限があり、全く同じ条件のもとで同数の雇用を創出する予定の企業であっても、予算の執行状況によっては適用の有無が分かれる可能性があり、企業にとって十分なインセンティブとならない（補助金の枠がなくなれば、インセンティブとして機能し得ない）。その点、税制優遇措置であれば、一定期間内に、同じ要件を満たしさえすれば、どの企業であっても適用を受けることが可能である。こうした観点から、企業に対して地方移転・地方における雇用創出のインセンティブを高める上では、税制優遇措置の方が補助金よりも効果が高いと考えられる。また、地方に雇用が創出されるのであれば、特に企業の規模・業種・業態等を制限する必然性がない。予算枠の制限から、企業の規模・業種・業態等を制限・特化する必要性のある補助金と異なり、税制優遇措置であれば広く様々な規模・業種・業態の企業を対象とすることができるという点でも、税制優遇措置によることが適切かつ効果的であると考えられる。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	企業の地方移転・地方拠点の強化を推進するため、本税制のほかに活用可能な支援制度として、「債務保証制度」、「融資制度」、「地方税に対する減収補填」がある。 債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を（独）中小企業基盤整備機構が行うもの。 融資制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者（中小企業者）の設備・運転に必要な資金の長期かつ固定金利での融資を（株）日本政策金融公庫が行うもの。 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税（事業税、固定資産税、不動産取得税）について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制は、企業の地方移転・地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。 本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。 このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなるため、協力する相当性がある。 なお、多数の地方公共団体及び団体（全国知事会等）より、令和8年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取

		っていることから、本税制は多くの地方公共団体にとって望ましいものであることが証明される。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和5年8月（R5内閣01）

地方拠点強化税制（うち、オフィス減税）の算定根拠について

1. 適用数

○平成 27 年度～令和 5 年度（実績）

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。（数値は事前評価書に記載のとおり）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm

○令和 6 年度・令和 7 年度（見込み）

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和 6・7 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数＝適用見込み数（仮）を算出。その結果は以下のとおり。

<令和 6 年度>

特別償却 4 件、税額控除 17 件

<令和 7 年度>

特別償却 8 件、税額控除 22 件

- ✓ 実績調査を実施した時点の認定件数(商業事業部門、サービス事業部門を除く)762 件中、当調査の回答を得られた件数は 580 件であったため、下記の各件数・金額に 762/580 乗じて推計した。

<令和 6 年度>

特別償却 4 件×762/580= 5 件、

税額控除 17 件×762/580=23 件

(商業事業部門及びサービス事業部門に係る整備計画のみ)

特別償却 0 件 税額控除 0 件

合計 5 + 20 + 0 = 25 件

<令和 7 年度>

特別償却 8 件×762/580= 11 件、

税額控除 22 件×762/580= 29 件、

(商業事業部門及びサービス事業部門に係る整備計画のみ)

特別償却 0 件 税額控除 1 件

合計 11 + 29 + 1 = 41 件

○令和 8 年度・令和 9 年度（見込み）

- ✓ 令和 5 年度～令和 7 年度までの適用数（見込みを含む）を平均して、試算。令和 8・9 年度とも同数と設定。

<令和 8 年度、令和 9 年度>

特別償却 (10 件 (R5) + 5 件 (R6) + 11 件 (R7)) / 3 = 9 件

税額控除 (25 件 (R5) + 20 件 (R6) + 30 件 (R7)) / 3 = 25 件

※令和 8 年度税制改正要望において、本税制は適用期限の 2 年間延長と制度の拡充等を要望しているが、拡充等については現時点で見通しをつけることができないため、制度の単純延長のみを前提として、数値を暫定的に試算している。以下、全て同様。

2. 適用額

○平成 27 年度～令和 5 年度（実績）

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。（数値は事前評価書に記載のとおり）

○令和 6 年度・令和 7 年度（見込み）

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和 6・7 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数＝適用見込み数（仮）を算出。その結果は以下の表 1 のとおり。
- ✓ 同様の実績調査の回答結果を踏まえ、令和 6・7 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）適用見込み額（仮）の平均値を建物・構築物それぞれについて算出。その結果は以下の表 2 のとおり。

※ なお、移転型については、適用見込み数が少なく適用見込み額の平均値の計算を適切に実施しにくいと、拡充型の適用見込み額（平均）をもとに、特別償却率（移転型：25%、拡充型：15%）、税額控除率（移転型：7%、拡充型：4%）を踏まえて、前者は 25/15、後者は 7/4 を拡充型の平均額に乗じて、移転型の適用見込み額（平均）を算出している。

- ✓ 上記の適用見込み数（仮）と適用見込み額（仮）の平均値を乗じて、適用見込み額（仮）全体額を算出。その結果は以下の表 3 のとおり。
- ✓ 実績調査を実施した時点の認定件数(商業事業部門及びサービス事業部門

に係る整備計画認定件数は除く）762 件中、当調査の回答を得られた件数は 580 件（商業事業部門及びサービス事業部門に係る整備計画の認定事業者からの回答件数は除く）であったため、下述の各件数・金額に 762/580 を乗じ、商業事業部門及びサービス事業部門を除く全事業者ベースに割り戻して、最終的な見込額を試算した。その結果は以下の表 4 のとおり。

※ なお、小数点以下の数値を含めたもとの計算式と、資料への記載の関係上、表中の足し算があわない箇所があることに留意。
 ※ また、政策評価書に記載した数字と単位が一部異なることに留意。

<（表 1）適用見込み数（仮）>

		令和 6 年度			令和 7 年度		
		特別 償却	税額 控除	合計	特別 償却	税額 控除	合計
建物	移転型	0	2	2	0	0	0
	拡充型	4	15	19	8	22	30
構築物	移転型	0	2	2	0	0	0
	拡充型	4	13	17	8	22	30

（表 2）適用見込み額（仮）（平均、万円単位）>

		令和 6 年度			令和 7 年度		
		特別 償却	税額 控除	合計	特別 償却	税額 控除	合計
建物	移転型	5,916.2	16,152.5	22,068.7	766.7	9442.7	9,759.7
	拡充型	3,549.7	9,230.0	12,779.7	460.0	5,395.8	5,855.8
構築物	移転型	956.7	563.0	1,523.0	130.8	393.8	505.8
	拡充型	574.0	321.7	895.7	78.5	225.0	303.5

※ 移転型の数値は、拡充型の数値に、特別償却の場合は 25/15、税額控除の場合は 7/4 を乗じて、それぞれ算出。

<令和 6 年度>

建物（移転型・特別償却）：3,549.7×25/15=5,916.2 万円

建物（移転型・税額控除）：9,230.0×7/4=16,152.5 万円

構築物（移転型・特別償却）：574.0×25/15=956.7 万円

構築物（移転型・税額控除）：321.7×7/4=563.0 万円

<令和 7 年度>

建物（移転型・特別償却）：460.0×25/15=766.7 万円

建物（移転型・税額控除）：5,395.8×7/4=9442.7 万円

構築物（移転型・特別償却）：78.5×25/15=130.8 万円

構築物（移転型・税額控除）：225.0×7/4=375.0 万円

<（表 3）適用見込み額（仮）（全体額、万円単位）>

		令和 6 年度			令和 7 年度		
		特別 償却	税額 控除	合計	特別 償却	税額 控除	合計
建物	移転型	0.0	32,305.0	32,305.0	0.0	0.0	0.0
	拡充型	14,198.7	138,450.0	152,648.7	3,680.0	118,707.6	122,387.6
構築物	移転型	0.0	1,126.0	1,126.0	0.0	0.0	0.0
	拡充型	2,296.0	4,181.7	6,477.7	628.0	4,950.0	5,578.0

※ 表 1 の適用見込み数に、表 2 の適用見込み額（仮）（平均）を乗じてそれぞれ算出。

<令和 6 年度>

建物（移転型・特別償却）：5,916.2×0=0.0 万円

建物（拡充型・特別償却）：3,549.7×4=14,198.7 万円

建物（移転型・税額控除）：16,152.5×2=32,305.0 万円

建物（拡充型・税額控除）：9,230.0×15=138,450.0 万円

構築物（移転型・特別償却）： 956.7×0＝0 万円
構築物（拡充型・特別償却）： 574.0×4＝2,296.0 万円
構築物（移転型・税額控除）：563.0×2＝1,126.0 万円
構築物（拡充型・税額控除）： 321.7×13＝4,181.7 万円

＜令和7年度＞
建物（移転型・特別償却）：766.7×0＝0.0 万円
建物（拡充型・特別償却）：460.0×8＝3,680.0 万円
建物（移転型・税額控除）：8,993.0×0＝0.0 万円
建物（拡充型・税額控除）：5,395.8×22＝118,707.6 万円
構築物（移転型・特別償却）：130.8×0＝0.0 万円
構築物（拡充型・特別償却）： 78.5×8＝628.0 万円
構築物（移転型・税額控除）：375.0×0＝0.0 万円
構築物（拡充型・税額控除）：225.0×22＝4,950.0 万円

＜（表4）適用見込み額（全体額、万円単位）＞

		令和6年度			令和7年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0.0	42,442.1	42,442.1	0.0	0.0	0.0
	拡充型	18,654.1	181,894.7	200,548.8	4,834.8	155,957.2	160,792.0
構築物	移転型	0.0	1,479.0	1,479.0	0.0	0.0	0.0
	拡充型	3,016.5	5,493.8	8,510.3	825.1	6,503.3	7,328.4
合計		21,670.6	231,309.6	252,980.2	5,659.9	162,460.5	168,120.4

※ 表3の適用見込み数額（仮）に、762／580 を乗じてそれぞれ算出。
※ 事前評価書においては、千円単位で表記していることに留意。
※ 小数点以下の数値を含めた計算過程と、資料への記載上の関係から、足し算が合わない場合がある。

＜令和6年度＞
（商業事業部門及びサービス事業部門を含まない整備計画）
建物（移転型・特別償却）： 0.0×762/580＝0.0 万円
建物（拡充型・特別償却）：14,198.7×762/580＝18,654.1 万円
建物（移転型・税額控除）： 32,305.0×762/580＝42,442.1 万円
建物（拡充型・税額控除）：138,450.0×762/580＝181,894.7 万円
構築物（移転型・特別償却）： 0×762/580＝0 万円
構築物（拡充型・特別償却）： 2,296.0×762/580＝3,016.5 万円

構築物（移転型・税額控除）： 1,126.0×762/580＝1,479.0

万円
構築物（拡充型・税額控除）：4,181.7×762/580＝5,493.8 万円
合計（特別償却）：0＋18,654.1＋0＋3,016.5＝**21,670.6 万円**
合計（税額控除）：42,442.1＋181,894.7＋1,479.0＋5,493.8＝**231,309.6 万円**
合計（適用額）：**21,670.6＋231,309.6＝252,980.2 万円**

（商業事業部門及びサービス事業部門を含む整備計画）
建物（特別償却） 0 万円
建物（税額控除） 0 万円
構築物（特別償却） 0 万円
構築物（税額控除） 0 万円

合計（特別償却）21,670.6＋0＋0＝21,670.6 万円
合計（税額控除）231,309.6＋0＋0＝231,309.6 万円
合計（適用額）21,670.6＋231,309.6＝**252,980.2 万円**

＜令和7年度＞
（商業事業部門及びサービス事業部門を含まない整備計画）
建物（移転型・特別償却）：0.0×762/580＝0.0 万円
建物（拡充型・特別償却）：3,680.0×762/580＝4,834.8 万円

建物（移転型・税額控除）： $0 \times 762/580 = 0$ 万円
 建物（拡充型・税額控除）： $118,707.6 \times 762/580 = 155,957.2$ 万円
 構築物（移転型・特別償却）： $0 \times 762/580 = 0$ 万円
 構築物（拡充型・特別償却）： $628.0 \times 762/580 = 825.1$ 万円
 構築物（移転型・税額控除）： $0.0 \times 762/580 = 0.0$ 万円
 構築物（拡充型・税額控除）： $4,950.0 \times 762/580 = 6,503.3$ 万円
 合計（特別償却）： $0 + 4,834.8 + 0 + 825.1 = \underline{5,659.9 \text{ 万円}}$
 合計（税額控除）： $0 + 155,957.2 + 0 + 6,503.3 = \underline{162,460.5 \text{ 万円}}$
 合計（適用額）： $\underline{5,659.9} + \underline{162,460.5} = \underline{168,120.4 \text{ 万円}}$

（商業事業部門及びサービス事業部門を含む整備計画）

建物（特別償却） 0 万円
 建物（税額控除） 800.0 万円
 構築物（特別償却） 0 万円
 構築物（税額控除） 400.0 万円

合計（特別償却） $5,659.9 + 0 + 0 = 5,659.9$ 万円
 合計（税額控除） $162,460.5 + 800.0 + 400.0 = 163,660.5$ 万円
 合計（適用額） $5,659.9 + 163,660.5 = 169,320.4$ 万円

○令和8年度・令和9年度（見込み）

- ✓ 令和5年度～令和7年度までの適用額（見込みを含む）を平均して、試算。令和8・9年度とも同数と設定。

<令和8年度、9年度>

特別償却（1,421,226 千円（R5）+ 216,706 千円（R6）+ 56,599 千円（R7）） $\div 3 = \underline{564,844 \text{ 千円}}$ 、
 税額控除（649,024 千円（R5）+ 2,313,096 千円（R6）+ 1,636,605 千円（R7）） $\div 3 = \underline{1,532,908 \text{ 千円}}$

合計 $\underline{564,844}$ 千円 + $\underline{1,532,908}$ 千円 = $\underline{2,097,752 \text{ 千円}}$

3. 減収額（国税）

○平成27年度～令和5年度（実績）

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には 法人税率（23.2%と設定） を乗じ、税額控除の適用額は（既に法人税額が考慮されているため）そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の適用額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には 法人税率（23.2%と設定） を乗じて計算。

平成27年度：300,897 千円 $\times 23.2\% = \underline{69,808 \text{ 千円}}$
 平成28年度：137,268 千円 $\times 23.2\% = \underline{31,846 \text{ 千円}}$
 平成29年度：280,514 千円 $\times 23.2\% = \underline{65,079 \text{ 千円}}$
 平成30年度：197,049 千円 $\times 23.2\% = \underline{45,715 \text{ 千円}}$
 令和元年度：517,799 千円 $\times 23.2\% = \underline{120,129 \text{ 千円}}$
 令和2年度：534,705 千円 $\times 23.2\% = \underline{124,052 \text{ 千円}}$
 令和3年度：358,604 千円 $\times 23.2\% = \underline{83,196 \text{ 千円}}$
 令和4年度：346,412 千円 $\times 23.2\% = \underline{80,368 \text{ 千円}}$
 令和5年度：1,421,226 千円 $\times 23.2\% = \underline{329,724 \text{ 千円}}$

②税額控除の適用額

税額控除の適用額は （既に法人税額が考慮されているため）そのまま として計算。

平成27年度： $\underline{79,363 \text{ 千円}}$
 平成28年度： $\underline{1,550,067 \text{ 千円}}$
 平成29年度： $\underline{1,466,314 \text{ 千円}}$
 平成30年度： $\underline{680,278 \text{ 千円}}$
 令和元年度： $\underline{895,747 \text{ 千円}}$
 令和2年度： $\underline{730,522 \text{ 千円}}$
 令和3年度： $\underline{1,294,477 \text{ 千円}}$
 令和4年度： $\underline{933,437 \text{ 千円}}$
 令和5年度： $\underline{649,024 \text{ 千円}}$

③減収額（①+②）

平成27年度：69,808 千円 + 79,363 千円 = $\underline{149,171 \text{ 千円}}$
 平成28年度：31,846 千円 + 1,550,067 千円 = $\underline{1,581,913 \text{ 千円}}$
 平成29年度：65,079 千円 + 1,466,314 千円 = $\underline{1,531,393 \text{ 千円}}$
 平成30年度：45,715 千円 + 680,278 千円 = $\underline{725,993 \text{ 千円}}$
 令和元年度：120,129 千円 + 895,747 千円 = $\underline{1,015,876 \text{ 千円}}$
 令和2年度：124,052 千円 + 730,522 千円 = $\underline{854,574 \text{ 千円}}$

令和3年度：83,196千円+1,294,477千円=1,377,673千円

令和4年度：80,368千円+933,437千円=1,013,805千円

令和5年度：329,724千円+649,024千円=978,748千円

○令和6年度・令和7年度（見込み）

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率（23.2%と設定）を乗じ、税額控除の適用額は（既に法人税額が考慮されているため）そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の適用額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率（23.2%と設定）を乗じて計算。

令和6年度：216,706千円×23.2%=50,276千円

令和7年度：56,599千円×23.2%=13,131千円

②税額控除の適用額

税額控除の適用額は（既に法人税額が考慮されているため）そのままとして計算。

令和6年度：2,313,096千円

令和7年度：1,636,605千円

③減収額（①+②）

令和6年度：50,276千円+2,313,096千円=2,363,372千円

令和7年度：13,131千円+1,636,605千円=1,649,736千円

○令和8年度・令和9年度（見込み）

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率（23.2%と設定）を乗じ、税額控除の適用額は（既に法人税額が考慮されているため）そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の適用額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率（23.2%と設定）を乗じて計算。

令和8年度：564,844千円×23.2%=131,044千円

令和9年度：564,844千円×23.2%=131,044千円

②税額控除の適用額

税額控除の適用額は（既に法人税額が考慮されているため）そのままとして計算。

令和8年度：1,532,908千円

令和9年度：1,532,908千円

③減収額（①+②）

令和8年度：131,044千円+1,532,908千円=1,663,952千円

令和9年度：131,044千円+1,532,908千円=1,663,952千円

4. 減収額（地方税）

○平成27年度～令和5年度（実績）

- ✓ 総務省が公表している各年度の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の記載から、法人事業税、法人住民税それぞれ抜粋。法人住民税については、道府県民税、市町村民税の合計値を記載。（数値は事前評価書に記載のとおり）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu02_02000402.html

（※令和6年度公表版）

○令和6年度・令和7年度（見込み）

- ✓ 総務省が令和6年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税（法人税）の減収額に、税率7.0%を乗じて算出。
- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。
- ・ 所得割は、オフィス減税の適用額のうち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率3.4%を乗じた数値（所得割①）を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の額に税率76.0%を乗じた数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。
 - ・ 付加価値割は、オフィス減税の適用額のうち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率0.7%を乗じて算出。

<令和6年度>

法人住民税：2,363,372円×7.0%=165,436千円

法人事業税：3,009 千円＋352 千円＝3,360 千円

所得割：1,709 千円＋1,299 千円＝3,009 千円

所得割①：50,276 千円×3.4％＝1,709 千円

特別法人事業税の減収額：1,709 千円×76.0％＝1,299 千円

付加価値割：50,276 千円×0.7％＝352 千円

合計（地方税）165,436 千円＋3,360 千円＝168,796 千円

<令和7年度>

法人住民税：1,649,736 千円×7.0％＝115,482 千円

法人事業税：786 千円＋92 千円＝878 千円

所得割：446 千円＋339 千円＝786 千円

所得割①：13,131 千円×3.4％＝446 千円

特別法人事業税の減収額：446 千円×76.0％＝339 千円

付加価値割：13,131 千円×0.7％＝92 千円

合計（地方税）：115,482 千円＋878 千円＝116,359 千円

○令和8年度・令和9年度（見込み）

- ✓ 総務省が令和6年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税（法人税）の減収額に、税率7.0％を乗じて算出。
- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。
 - ・ 所得割は、オフィス減税の適用額のうち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率3.4％を乗じた数値（所得割①）を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の額に税率76.0％を乗じた数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。
 - ・ 付加価値割は、オフィス減税の適用額のうち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率0.7％を乗じて算出。

<令和8年度>

法人住民税：1,663,952 千円×7.0％＝116,477 千円

法人事業税：7,842 千円＋917 千円＝8,759 千円

所得割：4,455 千円＋3,386 千円＝7,842 千円

所得割①：131,044 千円×3.4％＝4,455 千円

特別法人事業税の減収額：4,455 千円×76.0％＝3,386 千円

付加価値割：131,044 千円×0.7％＝917 千円

合計（地方税）：116,477 千円＋8,759 千円＝125,236 千円

<令和9年度>

法人住民税：1,663,952 千円×7.0％＝116,477 千円

法人事業税：7,842 千円＋917 千円＝8,759 千円

所得割：4,455 千円＋3,386 千円＝7,842 千円

所得割①：131,044 千円×3.4％＝4,455 千円

特別法人事業税の減収額：4,455 千円×76.0％＝3,386 千円

付加価値割：131,044 千円×0.7％＝917 千円

合計（地方税）：116,477 千円＋8,759 千円＝125,236 千円

以上

雇用促進税制（地方拠点強化税制）に係る推計

1. 雇用促進税制について

地方拠点強化税制における雇用促進税制（地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置関係）

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成 27 年度創設、平成 30 年度、令和 2 年度、令和 4 年度改正、令和 6 年度改正）。

2. 令和 6 年度以前の雇用促進税制の適用件数、適用人数等について

- 令和 4 年度から令和 6 年度におけるハローワークにおいて受理した雇用促進計画及びその達成状況報告（令和 7 年 7 月末時点）及び租税特別措置の適用実態調査（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
雇用促進計画受付件数	① 計画受付件数（件）	54	56	41
	（i）拡充型	43	41	33
	（ii）移転型	11	15	8
	② 達成状況報告受付件数（件）	31	28	18
	（i）拡充型	26	23	11
	（ii）移転型	5	5	7
（国税）適用実態調査	③ 適用件数（件）	7	6	—
	④ 適用減収総額（千円）	10,532	9,979	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

- ・うち情報サービス事業部門に係る雇用促進計画は、令和 6 年 7 月末までの提出が 1 件であることから、令和 6 年度においては、 $1 \times 12/4 = 3$ 件。

<(1) 雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

令和 7 年度

- ・ハローワークに提出された雇用促進計画の件数に対する達成状況の割合は、令和 4 年度 57.4%（ $=31/54$ ）、令和 5 年度 50.0%（ $=28/56$ ）令和 6 年度 43.9%（ $=18/41$ ）であることから、令和 7 年度においては、この 3 年間の平均値 50.4%になると仮定し、移転型 $12 \times 50.4\% = 6$ 件、拡充型 $27 \times 50.4\% = 14$ 件の合計 20 件。
- ・なお、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の達成状況は近年の達成状況報告の提出状況を踏まえ 1 件としている。
- ・うち情報サービス事業部門についても、雇用促進計画受付件数の 53.7%について達成状況の確認を受けると仮定し、 $3 \times 53.7\% = 2$ 件。

<(2) 「税額控除実施法人数」について>

令和 6 年度

- ・雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数③の割合は令和 4 年度 22.6%（ $=7/31$ ）、令和 5 年度 18.0%（ $=5/28$ ）であることから、令和 6 年度においては、この 2 年間の平均値 20.3%になると仮定し、移転型 $7 \times 20.3\% = 1$ 件、拡充型 $11 \times 20.3\% = 2$ 件の合計 3 件。

令和 7 年度

- ・令和 7 年度においても、実際に税額控除の適用を受ける件数が、雇用促進計画達成状況報告件数の 20.3%になると仮定し、移転型 $6 \times 20.3\% = 1$ 件、拡充型 $14 \times 20.3\% = 3$ 件の合計 4 件。

<(2) 「基準雇用者数」①及び「地方事業所基準雇用者数」②について>

令和 4 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 6 件で、大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 5 件となる。

「基準雇用者数」

雇用促進計画の達成状況報告（直近 4 カ年度）における拡充型に係る 1 法人当たりの基準雇用者数の平均値を乗じて推計する。

- 移転・中小企業 1 件 $\times 9$ 人 = 9 人
- 拡充型・大企業 1 件 $\times 161$ 人 = 161 人
- 拡充型・中小企業 5 件 $\times 11$ 人 = 55 人
- … 移転型（大・中小）9 人 + 拡充型（大・中小）216 人 = **合計 225 人**

「地方事業所基準雇用者数」

雇用促進計画の達成状況報告（直近 4 カ年度）における拡充型に係る 1 法人当たりの地方事業所基準雇用者数の平均値を乗じて推計する。

- 移転・中小企業 1 件 $\times 8$ 人 = 8 人
- 拡充型・大企業 1 件 $\times 74$ 人 = 74 人

<(1) 公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

令和 7 年度

- ・令和 7 年 7 月末までの 4 ヶ月間に提出があった雇用促進計画は、移転型 4 件、拡充型 9 件の合計 13 件であることから、令和 7 年度においては、移転型 $4 \times 12/4 = 12$ 件、拡充型 $9 \times 12/4 = 27$ 件の合計 39 件。
- ・なお、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の提出件数は近年の雇用促進計画の受付状況を踏まえて 0 件としている。

○拡充型・中小企業 5 件×12 人＝60 人

… 移転型（大・中小） 8 人＋拡充型（大・中小） 134 人 ＝ **合計 142 人**

令和 5 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 5 件で、大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 4 件となる。令和 4 年度と同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」 **合計 214 人**

「地方事業所基準雇用者数」 **合計 137 人**

令和 6 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 2 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 0 件、拡充型・中小企業 2 件となる。令和 5 年度同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」

○移転型・大企業：0 件×14 人＝0 人

○移転型・中小企業：1 件×9 人＝9 人

○拡充型・大企業：0 件×161 人＝0 人

○拡充型・中小企業：2 件×11 人＝22 人

＝ **合計 31 人**

「地方事業所基準雇用者数」

○移転型・大企業：0 件×7 人＝0 人

○移転型・中小企業：1 件×8 人＝8 人

○拡充型・大企業：0 件×74 人＝0 人

○拡充型・中小企業：2 件×12 人＝24 人

＝ **合計 32 人**

令和 7 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 3 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 2 件となる。令和 6 年度同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」 **合計 192 人**

「地方事業所基準雇用者数」 **合計 106 人**

<(2)「新規雇用者総数」③について>

令和 4 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 6 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 5 件となる。

- ・それぞれの件数にアンケート調査（※）で得られた 1 法人当たりの新規雇用者総数を乗じて算出すると以下の通りとなる。

○移転型・大企業：0 件×7.2 人＝0 人

○移転型・中小企業：1 件×2.7 人＝3 人

○拡充型・大企業：1 件×18.6 人＝19 人

○拡充型・中小企業：5 件×7.2 人＝36 人

合計 58 人

（※）平成 29 年度において内閣府地方創生事務局が実施。

令和 5 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 5 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 4 件となる。

- ・上記の令和 4 年度と同様の計算により、**合計 51 人**となる。

令和 6 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 2 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 0 件、拡充型・中小企業 2 件となる。

- ・上記の令和 5 年度と同様の計算により、**合計 17 人**となる。

令和 7 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 3 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 2 件となる。

- ・上記の令和 6 年度と同様の計算により、**合計 36 人**となる。

<(2)「移転型地方事業所基準雇用者数」④について>

- ・<(2)「基準雇用者数①」及び「地方事業所基準雇用者数②」>同様に、各年度の移転型の税額控除実施法人数（大企業、中小企業）に雇用促進計画達成状況報告における 1 法人当たりの移転型地方事業所基準雇用者数（平均値）を乗じて算出する。

令和 4 年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。（**合計 8 人**）

令和 5 年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。（**合計 15 人**）

令和 6 年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。（**合計 8 人**）

令和 7 年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。（**合計 8 人**）

＜(2)「移転型新規雇用者総数」⑤について＞

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型新規雇用者総数を乗じて算出する。

令和4年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

令和5年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

令和6年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

令和7年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

＜(2)「特定新規雇用者数」⑥について＞

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業、拡充型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの特定新規雇用者数を乗じて算出する。

令和4年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」について＞と同様の方法による。（合計43人）

令和5年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」について＞と同様の方法による。（合計37人）

令和6年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」について＞と同様の方法による。（合計14人）

令和7年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」について＞と同様の方法による。（合計27人）

＜(2)「特定新規雇用者基礎数」⑦について＞

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業、拡充型大企業、拡充型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの特定新規雇用者基礎数を乗じて算出する。

令和4年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計37人）

令和5年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計32人）

令和6年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計11人）

令和7年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計23人）

＜(2)「移転型特定新規雇用者数」⑧について＞

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型特定新規雇用者数を乗じて算出する。

令和4年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

令和5年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

令和6年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

令和7年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

＜(2)「移転型特定新規雇用者数のうち税額控除対象」⑨について＞

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型特定新規雇用者基礎数を乗じて算出する。

令和4年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計2人）

令和5年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計2人）

令和6年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計2人）

令和7年度

・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。(合計2人)

＜(2)「地方事業所基準雇用者数-新規雇用者総数」⑩について＞

・「地方事業所基準雇用者数②」から「新規雇用者総数③」を減じて算出する。

令和4年度

○移転型・中小企業：8人－3人＝5人
○拡充型・大企業：74人－19人＝55人
○拡充型・中小企業：60人－36人＝24人 (合計84人)

令和5年度

○移転型・中小企業：8人－3人＝5人
○拡充型・大企業：74人－19人＝55人
○拡充型・中小企業：48人－29人＝19人 (合計86人)

令和6年度

○移転型・中小企業：8人－3人＝5人
○拡充型・中小企業：24人－14人＝10人 (合計15人)

令和7年度

○移転型・中小企業：8人－3人＝5人
○拡充型・大企業：74人－19人＝55人
○拡充型・中小企業：24人－14人＝10人 (合計70人)

＜(2)「特定非新規雇用者数」⑪について＞

・上記⑩「地方事業所基準雇用者数-新規雇用者総数」(非新規雇用者の総数)のうち、特定非新規雇用者数の割合を79%(※)と仮定して算出する。

(※新規雇用者総数③に占める特定新規雇用者数⑥の割合79%(令和6年度及び令和7年度の平均値79%)と同じものと仮定)

令和6年度

○移転型・中小企業：⑩5人×79%＝4人
○拡充型・中小企業：⑩10人×79%＝8人 (合計12人)

令和7年度

○移転型・中小企業：⑩5人×79%＝4人
○拡充型・大企業：⑩55人×79%＝43人
○拡充型・中小企業：⑩10人×79%＝8人 (合計55人)

＜(2)「特定非新規雇用者基礎数」⑫について＞

・上記⑪「特定非新規雇用者数」のうち、特定非新規雇用者基礎数の割合を82%(※)と仮定して算出する。

(※特定新規雇用者数⑥に占める特定新規雇用者基礎数⑦の割合82%(令和6年度及び令和7年度の平均値82%)と同じものと仮定)

令和6年度

○移転型・中小企業：⑪4人×82%＝3人
○拡充型・中小企業：⑪8人×82%＝7人 (合計10人)

令和7年度

○移転型・中小企業：⑪4人×82%＝3人
○拡充型・大企業：⑪43人×82%＝35人
○拡充型・中小企業：⑪8人×82%＝7人 (合計45人)

＜(2)「移転型特定非新規雇用者数」⑬について＞

上記⑪「特定非新規雇用者数」のうち、移転型に係る人数を記載。

令和6年度

○移転型・中小企業：3人 (合計3人)

令和7年度

○移転型・中小企業：3人 (合計3人)

＜(2)「移転型特定非新規雇用者基礎数」⑭について＞

・上記⑫「特定非新規雇用者基礎数」のうち、移転型に係る人数を記載。

令和6年度

○移転型・中小企業：3人 (合計3人)

令和7年度

※移転型の適用なし
○移転型・中小企業：3人 (合計3人)

＜(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑯について＞

令和6年度

・⑯＝⑦×30万円＋⑨×20万円＋⑫×20万円＋⑮×20万円
＝11×30万円＋2×20万円＋10×20万円＋3×20万円 ＝ **6.3百万円**

令和7年度

$$\begin{aligned} & \cdot ⑮ = ⑦ \times 30 \text{ 万円} + ⑨ \times 20 \text{ 万円} + ⑫ \times 20 \text{ 万円} + ⑮ \times 20 \text{ 万円} \\ & = 32 \times 30 \text{ 万円} + 2 \times 20 \text{ 万円} + 45 \times 20 \text{ 万円} + 3 \times 20 \text{ 万円} = \underline{\underline{16.9 \text{ 百万円}}} \end{aligned}$$

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置」⑰～⑲について>

令和4年度

- ・移転型の適用を1件と推計している(1期目)。雇用促進計画達成状況報告の移転型地方事業所基準雇用者数の平均値(8人)を踏まえ、1期目の1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数(中小企業)は8人であるとする、1件×8人=8人。
- ・移転型の上乗せは最大3年適用可能であるが、令和2年度及び3年度は移転型の適用はなかったため考慮しない。
- ・うち準地方活力向上地域については、雇用促進計画達成状況報告における地方活力向上地域と準地方活力向上地域の提出状況の比を4:1と推計していることを踏まえ適用見込みなしとしている。

令和5年度

- ・移転型の適用を3件と推計している。雇用促進計画達成状況報告の移転型地方事業所基準雇用者数の平均値(8人)を踏まえ、1期目の1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数(中小企業)は8人であるとする、1件×8人=8人・移転型の上乗せは最大3年適用可能であるため、令和4年度に上乗せの適用を受けた1件について同じ人数が2期目も適用を受けたとすると、1件×8人=8人。
- ・8人と8人の合計16人
- ・うち準地方活力向上地域については、雇用促進計画達成状況報告における地方活力向上地域と準地方活力向上地域の提出状況の比を6:1と推計していることから適用見込みなしとしている。

令和6年度

- ・移転型の適用を3件と推計している。うち令和6年度1期目の1件は令和5年度と同様の計算により、1件×8人=8人。・移転型の上乗せは最大3年適用可能であるため、令和4年度と5年度に上乗せの適用を受けた2件について同じ人数が2期目も適用を受けたとすると、2件×8人=16人。
- ・うち準地方活力向上地域については、雇用促進計画達成状況報告における地方活力向上地域と準地方活力向上地域の提出状況の比を6:1と推計していることから適用見込みなしとしている。

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑳について>

令和4年度

$$8 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} + 0 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{\underline{3.2 \text{ 百万円}}}$$

令和5年度

$$16 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} + 0 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{\underline{6.4 \text{ 百万円}}}$$

令和6年度

$$24 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} + 0 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{\underline{9.6 \text{ 百万円}}}$$

令和7年度

$$16 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} + 0 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{\underline{6.4 \text{ 百万円}}}$$

【地方税 平成27年度～令和9年度の推計】

平成27年度～平成30年度

平成30年度以前は旧雇用促進税に係る適用実績が含まれていると思料されるため、雇用促進税に係る令和元年度～3年度の国税(租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)と地方税(地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書)の比の平均値(4.1%※)を国税に乗じて推計。

※令和元年度: 3.8% (地方税 1,935 千円 ÷ 国税 51,396 千円 = 0.38)

令和2年度: 1.6% (地方税 627 千円 ÷ 国税 39,539 千円 = 0.16)

令和3年度: 7.0% (地方税 212 千円 ÷ 国税 3,036 千円 = 0.07) ……3年度平均: 4.1%

$$\begin{aligned} & \cdot \text{平成27年度} \quad \text{国税} 3.8 \text{ 百万円} \quad \times \quad 4.1\% \quad = \quad \underline{\underline{0.2 \text{ 百万円}}} \\ & \cdot \text{平成28年度} \quad \text{国税} 4.9 \text{ 百万円} \quad \times \quad 4.1\% \quad = \quad \underline{\underline{0.2 \text{ 百万円}}} \\ & \cdot \text{平成29年度} \quad \text{国税} 49.1 \text{ 百万円} \quad \times \quad 4.1\% \quad = \quad \underline{\underline{2.0 \text{ 百万円}}} \\ & \cdot \text{平成30年度} \quad \text{国税} 23.7 \text{ 百万円} \quad \times \quad 4.1\% \quad = \quad \underline{\underline{1.0 \text{ 百万円}}} \end{aligned}$$

令和元年度～令和5年度

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載。

○地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除

$$\begin{aligned} & \cdot \text{令和元年度} : \quad \underline{\underline{212 \text{ 千円}}} \\ & \cdot \text{令和2年度} : \quad \underline{\underline{627 \text{ 千円}}} \\ & \cdot \text{令和3年度} : \quad \underline{\underline{1,935 \text{ 千円}}} \\ & \cdot \text{令和4年度} : \quad \underline{\underline{791 \text{ 千円}}} \\ & \cdot \text{令和5年度} : \quad \underline{\underline{573 \text{ 千円}}} \end{aligned}$$

令和6年度 令和7年度

「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計。

$$\begin{aligned} & \cdot \text{令和6年度} \quad \text{国税} 15.9 \text{ 百万円} \quad \times \quad 7.0\% \quad = \quad \underline{\underline{1.1 \text{ 百万円}}} \\ & \cdot \text{令和7年度} \quad \text{国税} 23.3 \text{ 百万円} \quad \times \quad 7.0\% \quad = \quad \underline{\underline{1.6 \text{ 百万円}}} \end{aligned}$$

【国税及び地方税 令和8年度及び令和9年度の推計】

令和4年度から令和6年度までの実績(見込み)の3カ年平均により推計。

$$\cdot \text{国 税} : (\text{令和4年度} 10.5 \text{ 百万円} + \text{令和5年度} 9.9 \text{ 百万円} + \text{令和6年度} 15.9 \text{ 百万円}) \div 3$$

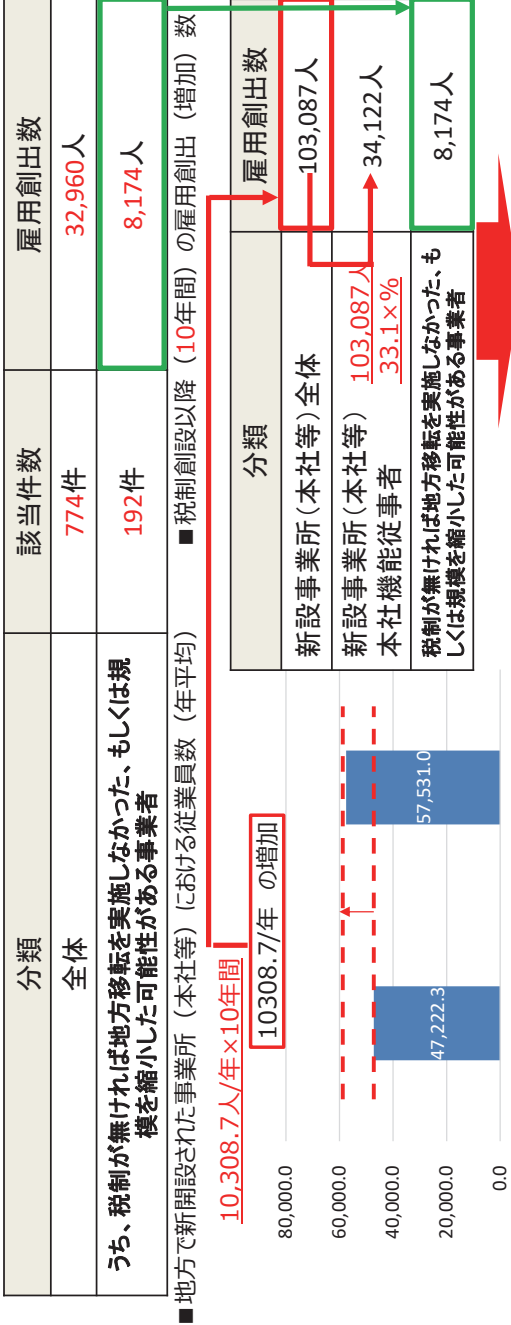
≒12.1 百万円
・ 地方税：(令和4年度0.8百万円＋令和5年度0.6百万円＋令和6年度1.1百万円) ÷3
≒0.8 百万円

(以上)

地方拠点強化税制の寄与度

- 本税制の政策目的に対する測定指標として、経済センサス活動・基礎調査を基に算出される新設事業所（本社・本所・本店）における、本社機能に従事する従業員数を基に、本税制の寄与度を検証する。
- 税制創設前から新設事業所で一定の雇用が創出されていたことを加味し、本税制創設後10年間で、新設事業所（本社等）における本社機能従業者の増加数のうち、税制が無ければ地方移転を実施しなかった、もしくは規模を縮小した可能性のある事業者がある事業者による雇用創出数は、24.0%を占める。

■ 雇用創出数（認定実績） ※税制による雇用創出数については、認定事業者への聞き取り結果をもとに、推計を含む



(出典)「平成24・28年・令和3年経済センサス-活動調査」・「平成26年・令和6年度経済センサス基礎調査」をもとに試算
※拠点税制創設前は、2011年、2013年、2015年の平均、拠点税制創設後は、2019年～2021年実数及び、当該実数から2022年～2024年の推計値を算出したうえで、平均値を算出
※本社機能従事者は、企業活動基本調査第8表（2023年度実績（R7.6.27公表））における本社機能部門従事者の割合の試算（33.1%）し、これを従業員数に乘じて計算した。
※経済産業省が実施した令和6年度中堅・中核企業の経営力強化支援事業（新政策立案に向けた売上高等各種データに関する調査分析事業）最終報告書

東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計算出方法

1 2015年10月～2020年の数値

令和3年度経済センサス活動調査（第23表）を用いて、東京圏以外の各道府県・各年に開設された本社等における従業員数の実績値を使用。

※ただし、2015年については本税制措置が開始したのが2015年10月～のため、10～12月の3ヶ月分を算出すべく2015年の実績値×3/12にて算出。

2 2021年～2024の数値

令和3年度経済センサス活動調査（第23表）から、調査時点における直近4年（2018～2021年）の東京圏以外の各道府県に開設された本社等の従業員数割合を算出し、これを令和6年度経済センサス基礎調査（第2表）から得られる2021～2024年の従業員総数に対して、同様の割合と仮定し乗じる事で推計。

※ただし、令和3年度経済センサス活動調査における2021年及び、令和6年度経済センサス基礎調査における2024年の数値は、いずれも調査時点（6月1日時点）のもの。

<計算方法（一部抜粋）>

表1 各道府県・各年の従業員数割合			
都道府県	北海道	青森県	
08_2018年	0.0160	0.0069	
09_2019年	0.0098	0.0094	
10_2020年	0.0079	0.0075	
11_2021年	0.0046	0.0025	

表2 本社等に勤務する従業員数割合			
各道府県	北海道	青森県	
総従業員数	1,597,998	345,908	
本社従業員数	286,531	61,256	
割合	0.1793	0.1771	



表3 開設年ごとの各道府県における従業員数推計
(総数×表1)

都道府県	北海道	青森県
総数	1,329,828	286,140
2021年	21,219	1,967
2022年	13,037	2,691
2023年	10,475	2,153
2024年	6,089	705

表4 開設年ごとの各道府県における本社等における従業員数推計
(表3×表2)

各年	北海道	青森県	総数
2021年	3,805	348	53,710
2022年	2,338	476	52,276
2023年	1,878	381	44,766
2024年	1,092	125	21,721

※令和3年度経済センサス活動調査から算出

- ①令和3年度経済センサス活動調査（第23表）より、各道府県・各年に従業員数の割合を算出（表1）
- ②令和3年度経済センサス活動調査（第23表）より、各道府県における本社機能従業員数割合を算出（表2）
- ③表1、表2で算出した割合を、令和6年度経済センサス基礎調査（第2表）から得られる各道府県の従業員数総数に乗じること推計（表3、表4）

※従業員数については、本税制の（一部）対象外である東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）を除いたもの

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における所得控除制度の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 達成目標（雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。	
② 達成目標（女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。	
③ 達成目標（スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革を併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。2025年大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、万博のレガシーの継承を含め、「空飛ぶクルマ」の社会実装や先端国際医療の提供、リアルとデジタルが融合した未来の公園等の先端的サービスの実装を進める。あわせて、これら以外のフィールドにおいても官民一体となって先端的サービスが継続的に創出される仕組みを構築し、その社会実装に結びつける好循環を実現する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。	
④ 達成目標（雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。	
⑤ 達成目標（女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。	
⑥ 達成目標（スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革を併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。2025年大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、万博のレガシーの継承を含め、「空飛ぶクルマ」の社会実装や先端国際医療の提供、リアルとデジタルが融合した未来の公園等の先端的サービスの実装を進める。あわせて、これら以外のフィールドにおいても官民一体となって先端的サービスが継続的に創出される仕組みを構築し、その社会実装に結びつける好循環を実現する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。	
なお、④、⑤及び⑥は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	

⑦ 新たな達成目標（【仙台市】女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。／【大阪府・大阪市】スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革を併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。2025年大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、万博のレガシーの継承を含め、「空飛ぶクルマ」の社会実装や先端国際医療の提供、リアルとデジタルが融合した未来の公園等の先端的サービスの実装を進める。あわせて、これら以外のフィールドにおいても官民一体となって先端的サービスが継続的に創出される仕組みを構築し、その社会実装に結びつける好循環を実現する）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。
⑧ 所期の達成目標（【福岡市の特区目標に合致する指標】福岡市では、「政策推進プラン」において外国人材によるスタートアップビザ活用促進を図り、特区目標にある国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進し産業の国際競争力の強化を図り、更なる雇用の拡大に取り組んでいる。スタートアップビザ(外国人材)2024年度の適用件数20件以上（2025年度以降の目標を2024年度と同程度以上のものとして今後設定予定）このほかの目標として企業価値10億円以上のスタートアップ企業数2024年度100社以上）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
①～⑥ 各特区における目標は定性的な目標となっていることから、当該目標等を踏まえ、要望に係る本税制措置の適用期間において達成すべき水準（全体の目標値）を評価書において新たに示すこととする。
⑦ 新たな達成目標の記載における「本税制措置の適用実績があった、及び適用見込みがある区域」は、これまで適用実績があった地域は福岡市に加え、現時点で適用見込みがある仙台市、大阪府・大阪市の3区域のみが該当するため、その旨がわかるよう評価書を修正することとする。
⑧ スタートアップビザについては、令和7年1月より全国措置化され、特区における規制の特例措置ではなくなったことから、福岡市は、「政策推進プラン」を改定し、今後達成を目指す指標からスタートアップビザ等に係る指標を削除している。このため、本評価書においても、今後達成しようとする目標（福岡市）には当該指標は用いないこととしている。なお、①～⑥のとおり、福岡市等における目標等を踏まえ、要望に係る本税制措置の適用期間において達成すべき水準（全体の目標値）を評価書において新たに示している。
【点検結果】
①～⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（【福岡市の特区目標に合致する指標】福岡市では、「政策推進プラン」において外国人材によるスタートアップビザ活用促進を図り、特区目標にある国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進し産業の国際競争力の強化を図り、更なる雇用の拡大に取り組んでいる。スタートアップビザ(外国人材)2024年度の適用件数20件以上（2025年度以降の目標を2024年度と同程度以上のものとして今後設定予定）このほかの目標として企業価値10億円以上のスタートアップ企業数2024年度100社以上）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 所期の達成目標に対する過去の効果を把握できるようにするため、前評価基準（福岡市の政策目標）に対する実績値等を評価書に追記することとする。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 また、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達

成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 達成目標（女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
③ 達成目標（スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030年頃の実現される未来社会を先行実現することを目指す。／2025年大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、万博のレガシーの継承を含め、「空飛ぶクルマ」の社会実装や先端国際医療の提供、リアルとデジタルが融合した未来の公園等の先端的サービスの実装を進める。あわせて、これら以外のフィールドにおいても官民一体となって先端的サービスが継続的に創出される仕組みを構築し、その社会実装に結びつける好循環を実現する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
①～③ 今般評価書において新たに示した、要望に係る本税制措置の適用期間において達成すべき水準（全体の目標値）に対する将来の効果を予測するため、各区域に対する直近の状況調査等を踏まえ、令和8～9年度の適用事業数（推計値）を追記する。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		国家戦略特区における所得控除制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税:義(国税:3) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税:3)
		②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の18%を課税所得から控除できる措置 ・対象事業:国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・対象分野:医療、一定のIoT※ ※ 一定のIoT:インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業 ・主な法人指定要件 ① 指定期限:令和8年3月31日 ② 設立時期:特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満 ③ 事業要件:専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと ④ 区域要件:特区内に本店又は主たる事務所を有すること 《要望の内容》 国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条において、法人の指定期限が令和8年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、令和10年3月31日とする。 《関係条項》 ・国家戦略特別区域法((平成25年法律第107号))第27条の3 ・国家戦略特別区域法施行規則(平成26年内閣府令第20号)第11条の2、第11条の3 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第4項、第72条の23第1項、第292条第1項第4号

5	担当部局		内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和4年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯		平成28年度:創設 平成30年度:延長 令和2年度:見直しの上、延長 令和4年度:見直しの上、延長 令和6年度:見直しの上、延長
8	適用又は延長期間		2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) 第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 第27条の3 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を実施する法人(当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ・国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)(国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	施策6 地方創生 政策6 地方創生に関する施策の推進

	③：租税特別措置等により達成しようとする目標	国家戦略特別区域制度に基づき、現在 16 の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制の特例措置を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。 本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域（福岡市、仙台市、大阪府・大阪市の3区域が該当）の区域方針に定める目標は下記のとおりである。 【福岡市の目標】 雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大を図る。 【仙台市の目標】 女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。 【大阪府・大阪市の目標】 スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030 年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。 2025 年大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、万博のレガシーの継承を含め、「空飛ぶクルマ」の社会実装や先端国際医療の提供、リアルとデジタルが融合した未来の公園等の先端的サービスの実装を進める。あわせて、これら以外のフィールドにおいても官民一体となって先端的サービスが継続的に創出される仕組みを構築し、その社会実装に結びつける好循環を実現する。 なお、これまで適用実績がない又は現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標に基づくこととしていく。 上記の各区域方針の特区目標は定性的な目標であることから、これらの目標に合致する全体指標として、本税制措置等により達成しようとする水準を以下のとおり設定することとする。なお、本税制措置等は、国家戦略特別区域法に基づく規制の特例措置を活用するIoT・医療分野のスタートアップ企業等の創出促進を通じ、産業の国際競争力の強化等に寄与することを政策目的とするものであり、当該全体指標は各区域方針の特区目標に加え、国家戦略特区制度の政策目的に合致するものである。
--	------------------------	--

		【国家戦略特区において本税制措置等により達成すべき水準】 ・国家戦略特区において、本税制措置をはじめとする取組やインセンティブを通じ、創出されたIoT・医療分野等のスタートアップ企業等の数 ・要望に係る本税制措置の適用期間（令和8、9年度） 約 60 社^{※1} ※2 ※1 近年、スタートアップの創出を促進する取組の強化を進める主な国家戦略特区におけるスタートアップ企業等の数（令和6年度）に、福岡市（国家戦略特区の中で、これまで特にスタートアップの創出に注力し、本税制措置を現に活用している区域）におけるスタートアップ企業等の増加率及び全産業に占める情報通信業・医療業の割合を乗じて算出 ※2 出典 ・近年、スタートアップの創出を促進する取組の強化を進める主な国家戦略特区におけるスタートアップ企業等の数（令和6年度）：各特区自治体からの回答結果による ・福岡市におけるスタートアップ企業等の増加率（令和6年度／令和5年度）：福岡市へのヒアリング等による ・全産業に占める情報通信業と医療業の割合：雇用保険事業年報（2023 年）（厚生労働省）による																					
	④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制措置が講じられることにより、国家戦略特区において規制の特例措置を適用して、国内外の企業を呼び込むことで、国内外から優れたビジネスアイデアや技術を持つ人材を確保し、日本の地域経済の活性化及び産業の国際競争力の強化、雇用の創出に寄与している。																					
10 有効性等	① 適用数	《延長分》 <table><tr><th>年度区分</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><td>適用法人数（社）</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> ※上記見込は、既に事業実施計画の大臣確認を行っている事業について記載している。加えて、令和7年度以降は上記法人を含め、現時点で 10 件程度の適用が見込まれる。 【算定根拠】 ・出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書（令和7年2月国会提出）」 ・令和7年度以降の適用数見込みは、各特区自治体からの回答結果による	年度区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	適用法人数（社）	1	1	2	2	2	2							
年度区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度																	
適用法人数（社）	1	1	2	2	2	2																	
	② 適用額	<table><tr><th>年度区分</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><td>適用法人数（社）</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>適用額（千円）</td><td>4,143</td><td>1,962</td><td>57,980</td><td>104,360</td><td>140,000</td><td>180,000</td></tr></table> ※租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	年度区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	適用法人数（社）	1	1	2	2	2	2	適用額（千円）	4,143	1,962	57,980	104,360	140,000	180,000
年度区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度																	
適用法人数（社）	1	1	2	2	2	2																	
適用額（千円）	4,143	1,962	57,980	104,360	140,000	180,000																	

		(適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得																												
		【算定根拠】 ・出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書(令和7年2月国会提出)」 ・令和6年度以降の適用額見込みは、各特区自治体からの回答結果による																												
③	減収額	<延長分> (千円) <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><td>法人税</td><td>212.0</td><td>100.4</td><td>2,967.4</td><td>5,341.1</td><td>7,165.1</td><td>9,212.3</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>14.8</td><td>7.0</td><td>207.7</td><td>373.9</td><td>501.6</td><td>644.9</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>29.8</td><td>14.1</td><td>417.5</td><td>751.4</td><td>1,008.0</td><td>1,296.0</td></tr></table> ※租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査 【算定根拠】 別紙のとおり	年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	法人税	212.0	100.4	2,967.4	5,341.1	7,165.1	9,212.3	法人住民税	14.8	7.0	207.7	373.9	501.6	644.9	法人事業税	29.8	14.1	417.5	751.4	1,008.0	1,296.0
年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度																								
法人税	212.0	100.4	2,967.4	5,341.1	7,165.1	9,212.3																								
法人住民税	14.8	7.0	207.7	373.9	501.6	644.9																								
法人事業税	29.8	14.1	417.5	751.4	1,008.0	1,296.0																								
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 <table><tr><th>事業期間</th><th>事業</th><th>所得控除適用数</th><th>成果等</th></tr><tr><td>平成29年度 ～令和3年度</td><td>高度な可視光通信受光器解析システム等の研究開発</td><td>平成 30 年度※</td><td>令和3年度に製品化 更にこれまでの成果を踏まえつつ新たな研究開発に取り組んでいる</td></tr><tr><td>令和3年度 ～令和5年度</td><td>3D スキャン技術を用いたソフトウェアの開発</td><td>令和3年度 令和4年度 令和5年度</td><td>研究開発に取り組んでいる</td></tr><tr><td>令和6年度 ～令和9年度</td><td>IoT 開発をサポートするためのプラットフォームの開発</td><td>令和6年度</td><td>研究開発に取り組んでいる</td></tr><tr><td>令和6年度 ～令和9年度</td><td>IoT を用いた生体データのリアルタイム監視システムの開発</td><td>令和6年度</td><td>令和6年度に製品化 更に日本市場及びグローバルともに、導入拡大に取り組んでいる</td></tr></table> 出典:「令和6年度 国家戦略特区法の評価」 ※令和3年度は黒字化していたが、令和2年度の赤字と通算した結果、所得控除の適用に至らなかった。 前述のとおり、特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ定性	事業期間	事業	所得控除適用数	成果等	平成29年度 ～令和3年度	高度な可視光通信受光器解析システム等の研究開発	平成 30 年度※	令和3年度に製品化 更にこれまでの成果を踏まえつつ新たな研究開発に取り組んでいる	令和3年度 ～令和5年度	3D スキャン技術を用いたソフトウェアの開発	令和3年度 令和4年度 令和5年度	研究開発に取り組んでいる	令和6年度 ～令和9年度	IoT 開発をサポートするためのプラットフォームの開発	令和6年度	研究開発に取り組んでいる	令和6年度 ～令和9年度	IoT を用いた生体データのリアルタイム監視システムの開発	令和6年度	令和6年度に製品化 更に日本市場及びグローバルともに、導入拡大に取り組んでいる								
事業期間	事業	所得控除適用数	成果等																											
平成29年度 ～令和3年度	高度な可視光通信受光器解析システム等の研究開発	平成 30 年度※	令和3年度に製品化 更にこれまでの成果を踏まえつつ新たな研究開発に取り組んでいる																											
令和3年度 ～令和5年度	3D スキャン技術を用いたソフトウェアの開発	令和3年度 令和4年度 令和5年度	研究開発に取り組んでいる																											
令和6年度 ～令和9年度	IoT 開発をサポートするためのプラットフォームの開発	令和6年度	研究開発に取り組んでいる																											
令和6年度 ～令和9年度	IoT を用いた生体データのリアルタイム監視システムの開発	令和6年度	令和6年度に製品化 更に日本市場及びグローバルともに、導入拡大に取り組んでいる																											

		ンティブを通じ、創出されたIoT・医療分野等のスタートアップ企業等の数 ※2：各区域に対する直近の状況調査等を踏まえ、要望に係る本税制措置の適用期間において10件以上と推計 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 前述または各図の下段に示すとおり 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 適用事業者へアンケート調査によれば、本税制措置の活用により、 ・製品開発に必要な費用を確保するなど、初期段階の円滑な資金調達につなげることができた。 ・従業員の雇用増加が可能となり、事業の拡大につながった。 との認識が示されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 内閣府のアンケート調査 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置のこれまでの対象事業者は4社と僅少であり、その原因の一つとして特区及び事業者への周知不足であったことから、パンフレットの作成や特区の自治体への制度説明を図るなどしてきたところである。 本特例措置及び国家戦略特区法は、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取組を行う事業者が対象であり、また対象事業分野も高度な医療の提供に資する医療技術・医療機器・医薬品、インターネットその他の情報通信技術活用した自律的な作動などに係る研究開発分野などとしており、かつこれまでの適用事例のとおり国家戦略特区法の特例を活用することが要件となっており、厳選された取組のみが対象となっていることも僅少である原因の一つと考えられる。このような中、これまでの適用事業はいずれも海外の高度人材が来日して新規事業に取り組むなど、我が国においてこれまでにない取組を対象としたものである。これら取組により特区における産業の国際競争力の強化を進めることができるものであり、僅少の適用数ではあるが、国内において一定のインパクト(海外人材による国内での創業による日本人とは異なる視点)を与える取組を支援している。なお、このほかにもこれまで適用実績はないが、例えば国家公務員の退職手当特例などを活用して国家公務員が持つノウハウを活用した取組なども活用が可能であり、様々な特例を活用した取組が想定されている
	⑤： 税収減を是認する理由等	本要望の実現によって、該事業者の取組により新たな製品開発につながる見込みがあり、このような取組を行う特区内の優良企業事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力向上及び持続的発展を図るのに有効である。国家戦略特区において先行して大胆な規制緩和や税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の創出が一層促進される。

11	相当性	①： 租税特別措置等によるべき妥当性等 本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成につながる、国家戦略特区制度の特例措置を適用して、革新的な取組を行う事業者の取組を促進し、特区目標の達成に資する国際競争力の強化等につながる取組を推進していくものであることから、本税制措置の延長措置を講ずることは妥当性がある。 なお、措置の対象は国家戦略特別区域法施行規則に定められた国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる革新的な取組を行う特定事業であって特区目標に資する事業に限定されており、必要最小限の措置である。
	②： 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として措置される措置である。 また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給する者であり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新性の高い事業を行うスタートアップ企業等の初期における事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
	③： 地方公共団体が協力する相当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和5年8月(R5 内閣 03)

【別紙】

適用数等及び減収額の算定根拠

令和4年度

区分	数値	出展・計算式	
① 適用法人数	1 件	財務省適用実態調査	
② 適用額	4,143.0 千円	財務省適用実態調査	
③ 控除額	828.6 千円	②×20%	②×税率
④ 減収額	256.6 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	212.0 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	14.8 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	29.8 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	8.3 千円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	21.5 千円	③×1%×260%	③×税率

令和5年度

区分	数値	出展・計算式	
① 適用法人数	1 件	財務省適用実態調査	
② 適用額	1,962.0 千円	財務省適用実態調査	
③ 控除額	392.4 千円	②×20%	②×税率
④ 減収額	121.5 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	100.4 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	7.0 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	14.1 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	3.9 千円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	10.2 千円	③×1%×260%	③×税率

令和6年度(※令和6年度以降、控除割合は18%であるが、令和5年度に認定を受けた2法人については経過措置により従前の20%を適用)

区分	数値	出展・計算式	
① 適用法人数	2 件	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
② 適用額	57,980.0 千円	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
③ 控除額	11,596.0 千円	②×20%	②×税率
④ 減収額	3,592.6 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	2,967.4 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	207.7 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	417.5 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	116.0 千円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	301.5 千円	③×1%×260%	④×税率

令和7年度(※令和6年度以降、控除割合は18%であるが、令和5年度に認定を受けた2法人については経過措置により従前の20%を適用)

区分	数値	出展・計算式	
① 適用法人数	2 件	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
② 適用額	104,360.0 千円	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
③ 控除額	20,872.0 千円	②×20%	②×税率
④ 減収額	6,466.4 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	5,341.1 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	373.9 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	751.4 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	208.7 千円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	542.7 千円	③×1%×260%	③×税率

令和8年度(※令和6年度以降、控除割合は18%であるが、令和5年度に認定を受けた2法人については経過措置により従前の20%を適用)

区分	数値	出展・計算式	
① 適用法人数	2 件	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
② 適用額	140,000.0 千円	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
③ 控除額	28,000.0 千円	②×20%	②×税率
④ 減収額	8,674.7 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	7,165.1 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	501.6 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	1,008.0 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	280.0 千円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	728.0 千円	③×1%×260%	③×税率

令和9年度(※令和6年度以降、控除割合は18%であるが、令和5年度に認定を受けた2法人については経過措置により従前の20%を適用)

区分	数値	出展・計算式	
① 適用法人数	2 件	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
② 適用額	180,000.0 千円	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
③ 控除額	36,000.0 千円	②×20%	②×税率
④ 減収額	11,153.2 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	9,212.3 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	644.9 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	1,296.0 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	360.0 千円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	936.0 千円	③×1%×260%	③×税率

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標	(点検結果の分類：C段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 京都府の特区目標に関連する指標（府内への企業立地件数）について、要望に係る本特別措置の適用期間内での達成目標が設定されておらず、本特別措置が政策目的の実現に必要かつ有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。 ② 達成目標（国際会議開催件数2019年 世界第10位(140件)⇒2023年 世界第13位(91件)⇒2030年 世界第3位以内 ⇒2035年 世界第3位以内）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特別措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 ③ 達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和3年は880億円、令和4年は744億円となっている。全国に占めるシェアは2.9%であり、引き続き拡大を目指している）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特別措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 ④ 達成目標（スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状（H27～R1年度）：83件⇒目標（R5～R8年度）：133件）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特別措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、②、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑤ 所期の達成目標（海外高度人材 2019年18,296人⇒2030年目標50,000人※2025年度までの目標30,400人）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。 【内閣府の補足説明】 ① 令和8年度以降の目標値については、企業立地件数の更なる拡大を目指す観点から、下記の記載を追記する。 ⇒R8年度以降もさらなる拡大を図る観点から、R7年度までと同様に毎年20件の増加を目指す。 ②～④ 特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目標の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、東京都においては、2030年までに世界第3位以内の達成を、大阪府は今後も引き続き時期を設けずにシェア拡大の達成を、京都府ではスタートアップ企業設立数の目標を令和5年度から令和8年度の間で133件の達成を目標としている。 ⑤ 所期の達成目標について、今年度公表された資料の要素も加味し、以下の通り掲載する。 東京都では長期計画「未来の東京戦略」を令和3年に、「2050東京戦略」を令和7年に公表。いずれも、この中で特区目標に関わる指標として以下のとおり設定している。 海外高度人材2019年18,296人 ⇒2023年22,197人 ⇒2026年度目標35,000人 ⇒2030年目標50,000人 ⇒2035年目標50,000人以上 （なお、前回評価書においては「2025年度までの目標30,400人」を記載）	
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ②～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特別措置の適用期間の最終年度において、示されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	

(2) 過去の適用数	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。	
【内閣府の補足説明】 —	
【点検結果】 なし。	
(3) 将来の適用数	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。	
【内閣府の補足説明】 —	
【点検結果】 なし。	
(4) 過去の減収額	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。	
【内閣府の補足説明】 —	
【点検結果】 なし。	
(5) 将来の減収額	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。	
【内閣府の補足説明】 —	
【点検結果】 なし。	
(6) 過去の効果	(点検結果の分類：C段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 所期の達成目標（国際会議開催件数 2019年 世界第6位(305件)⇒2030年 世界第3位以内）に対する過去の効果（令和6年度）が把握されていない。 ② 所期の達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年は880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している）に対	

する過去の効果(令和6年度)が把握されていない。 ③ 所期の達成目標（海外高度人材 2019年18,296人⇒2030年目標50,000人※2025年度までの目標30,400人）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ④ 所期の達成目標（国際会議開催件数 2019年 世界第6位(305件)⇒2030年 世界第3位以内）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑤ 所期の達成目標（海外高度人材 2019年18,296人⇒2030年目標50,000人※2025年度までの目標30,400人）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。 ⑥ 所期の達成目標（国際会議開催件数 2019年 世界第6位(305件)⇒2030年 世界第3位以内）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 ⑦ 所期の達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年は880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 ⑧ 所期の達成目標（スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状（H27～R1年度）：83件⇒目標（R5～R8年度）：133件）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。 ⑨ 所期の達成目標（府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計) 現状（R1～R3平均）：20件⇒目標（R4～R7年度）：80件）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 【内閣府の補足説明】 ① 表の下部※4のとおり、令和6年度実績は現在集計中であり、今後公表予定。（昨年度は12月公表） ② 表の下部※1のとおり、令和6年度実績は現在集計中であり、今後公表予定。（昨年度は12月公表） ③ 本特例措置の直接的効果に関する記述を追記した。 ⇒また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、令和6年度に適用事業者へアンケートを行ったところ、税制措置に係る意思決定比重は29.4%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約176億円（599億円×29.4%）と推計され、税制に誘因された投資が海外高度人材の呼び込みや国際会議開催件数に寄与している。 ④ 本特例措置の直接的効果に関する記述を追記した。 ⇒また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、令和6年度に適用事業者へアンケートを行ったところ、税制措置に係る意思決定比重は29.4%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約176億円（599億円×29.4%）と推計され、税制に誘因された投資が海外高度人材の呼び込みや国際会議開催件数に寄与している。 ⑤ 所期の達成目標に対して、海外高度人材の呼び込みという税制の効果が生じており、目標の達成に向けた進捗と寄与を確認している。 ⑥ 表の下部に以下の文言を追記する。 「※4…なお、国際会議の開催件数は増加しており、着実に推移している。」 「※6：令和元年度は特区を活用した国際会議場が整備されておらず、実績値は存在しない。」 ⑦ 令和2年度及び令和3年度の記載を表に追加した。

⑧ 京都府の目標は、令和8年度までであるところ、令和7年度の実績は集計途上であり、また、令和6年段階で122件かつ令和4年度から令和6年度までの2か年で70件増加に鑑みれば、目標達成が可能な進捗と認識している。 ⑨ 表の下部に以下の文言を追記する。 「※2令和元年～令和3年の実績値（累計）は60件」 「※3令和7年度実績は集計途上であるが、令和6年度は単年度で目標を上回る増加となっており、順調に推移している。」 【点検結果】 ①～⑨ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
(7) 将来の効果 (点検結果の分類：D段階) 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 京都府の特区目標に関連する指標（府内への企業立地件数）について、要望に係る本特例措置の適用期間内での達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。 ② 達成目標（国際会議開催件数2019年 世界第10位(140件)⇒2023年 世界第13位（91件）⇒2030年 世界第3位以内 ⇒2035年 世界第3位以内）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。 ③ 達成目標（県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数（累計）2027年まで34件）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。 ④ 達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和3年は880億円、令和4年は744億円となっている。全国に占めるシェアは2.9%であり、引き続き拡大を目指している）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。 ⑤ 達成目標（スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状（H27～R1年度）：83件⇒目標（R5～R8年度）：133件）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。 なお、②、③、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 【内閣府の補足説明】 ① (1)達成目標の内閣府補足説明①の通り、達成目標に追記を行った。 ②～⑤ 将来の効果の定量的な予測については、関係自治体とも協議し、適切な効果予測を引き続き検討する。 【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。 ②～⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑥ 達成目標（海外高度人材2019年18,296人⇒2023年22,197人⇒2026年度目標35,000人⇒2030年目標50,000人⇒2035年目標50,000人以上）に対する将来の効果について、算定根拠が明らかとなっていないため、この点を課題とする。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階) 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税5) 法人住民税、法人事業税: 義(自動連動)(地方税4)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 ①特別償却又は税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備: 機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率: 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23% ・税額控除率: 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7% (当期法人税額の20%までを限度とする) 《要望の内容》 国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10において令和8年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。 《関係条項》 国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条 租税特別措置法第42条の10 同施行規則第20条の5 地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第15条第38項
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和4年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度: 創設 平成27年度: 拡充

		(適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。) 平成28年度: 見直しの上、延長 (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。) 平成30年度: 見直しの上、延長 (①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲(国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外)、③特定事業の要件(規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定)を見直した上で、2年延長) 令和2年度: 見直しの上、延長 (①特定事業の範囲(高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供、多国籍企業が行う統轄事業、高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービス提供、外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国語教育)、②提出書類の削減を見直した上で、2年延長) 令和4年度: 適用期限の延長(2年) 令和6年度: 見直しの上、延長 (特定事業の範囲(農業分野(特定中核を除く)及び国際会議等向け「その他の施設」の除外)を見直した上で、2年延長)
8	適用又は延長期間	2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等(課税の特例) 第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条

		第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を実施する法人であって、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ・ 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年2月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策6 地方創生 施策6 地方創生に関する施策の推進
③	租税特別措置等により達成しようとする目標	実施施策に係る政策評価の中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。 国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 (国家戦略特区制度の目標) 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。 さらに、国家戦略特区の各指定区域は、上記目標に向けて、それぞれの区域方針を定めるとともに目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 これまでに当該税制措置を適用して特定事業を実施した国家戦略特別区域(以下「特区」という。)は、3地域(東京圏、関西圏及び新潟市)である。特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標(自治体によっては政策目標として設定されている場合もある)などを参考に達成しようとする目標を表すこととしている。 なお、新潟市については活用していた「農業」分野が令和6年度税

		制改正で対象から除外されたこと及び評価実施期間における実績がなかったことから、評価対象から除外している。 ①東京圏 東京圏においては、東京都及び神奈川県において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。 【東京圏の目標】 世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。 【東京都の特区目標に合致する指標】 東京都では長期計画「未来の東京戦略」を令和3年に、「2050 東京戦略」を令和7年に公表。いずれも、この中で特区目標に関わる指標として以下のとおり設定している。 海外高度人材 2019 年 18,296 人 ⇒2023 年 22,197 人 ⇒2026 年度目標 35,000 人 ⇒2030 年目標 50,000 人 ⇒2035 年目標 50,000 人以上 (なお、前回評価書においては「2025 年度までの目標 30,400 人」を記載) 国際会議の誘致については「東京都 MICE 誘致戦略 2023」を令和5年に公表しており、令和7年公表の長期計画「2050 東京戦略」においても上記目標に関わる指標として以下のとおり設定。 国際会議開催件数 2019 年 世界第 10 位(140 件) ⇒2023 年 世界第 13 位(91 件) ⇒2030 年 世界第 3 位以内 ⇒2035 年 世界第 3 位以内 出典「2050 東京戦略」 【神奈川県の特区目標に合致する指標】 神奈川県で策定した「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、特区目標に関わる指標として以下が該当する。 県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数(累計) 2027 年まで 34 件 ②関西圏 関西圏においては、大阪府及び京都府において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。 【関西圏の目標】 健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生
--	--	---

		医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。 【大阪府の特区目標に関連する指標】 大阪府で策定している「大阪の再生・成長に向けた新戦略」において、特区目標に関連するものとして、健康・医療関連産業のリーディング産業化を重点分野の1つとし、取組みを進めている。 大阪府の医療機器生産額は、令和3年は880億円、令和4年は744億円となっている。全国に占めるシェアは2.9%であり、引き続き拡大を目指している。 大阪府の強みであるライフサイエンス分野について、彩都・健都・中之島の三拠点において医療機器関連産業を含むライフサイエンス分野の関連企業等の集積をさらに進め、そこから生まれる様々なシーズをうまく事業化に結び付けていく。 【京都府の特区目標に関連する指標】 京都府では、「京都府総合計画」を令和4年12月に改訂。このうち特区目標に関連する指標として以下が該当する。 スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状(H27～R1年度):83件⇒目標(R5～R8年度):133件 府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計) 現状(R1～R3平均):20件⇒目標(R4～R7年度):80件 R8年度以降もさらなる拡大を図る観点から、R7年度までと同様に毎年20件の増加を目指す。																					
	④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制措置が講じられることにより、国家戦略特区において17の事業が実施されており、そのうち高度医療に関する新薬・新しい医療機器の研究開発に関わるものが5事業、MICE施設やインターナショナルスクール等の整備により国際的な経済活動の拠点形成に資するものが11事業、農業の高付加価値化につながる研究開発に関わるものが1事業実施されており、研究開発に関わる事業においては研究開発が行われ製品化等に繋がったものが出てくるとともに、整備された施設・設備は引き続き新たな研究開発に寄与している。また、経済活動の拠点形成につながる施設については、当該施設の開業(開業済みは7施設)により、国際会議等の開催・誘致や、海外高度人材の呼び込みに貢献するなど、各特区が掲げる特区目標に寄与している。																					
10 有効性等	① 適用数	(単位:法人) <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>令和 5</th><th>令和 6</th><th>令和 7</th><th>令和 8</th><th>令和 9</th></tr><tr><td>特別償却</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>税額控除</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> (適用法人数) 当該年度に税制支援を活用した法人の数 【算定根拠】 別紙1を参照	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	特別償却	0	0	0	0	0	0	税額控除	0	1	0	3	0	0
年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9																	
特別償却	0	0	0	0	0	0																	
税額控除	0	1	0	3	0	0																	
	② 適用額	(単位:百万円)																					

		<table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>令和 5</th><th>令和 6</th><th>令和 7</th><th>令和 8</th><th>令和 9</th></tr><tr><td>特別 償却</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>税額 控除</td><td>0</td><td>1,552</td><td>0</td><td>3,048</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> (適用額) 認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額 【算定根拠】 別紙1を参照	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	特別 償却	0	0	0	0	0	0	税額 控除	0	1,552	0	3,048	0	0							
年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9																								
特別 償却	0	0	0	0	0	0																								
税額 控除	0	1,552	0	3,048	0	0																								
③	減収額	特別償却については R4年度～R9年度の調査期間において適用及び適用見込なし 【税額控除】 単位: 百万円 <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>令和 5</th><th>令和 6</th><th>令和 7</th><th>令和 8</th><th>令和 9</th></tr><tr><td>法人税</td><td>0</td><td>1,712</td><td>0</td><td>3,362</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>法人住民 税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>法人事業 税</td><td>0</td><td>40</td><td>0</td><td>79</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 【算定根拠】 別紙1を参照	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	法人税	0	1,712	0	3,362	0	0	法人住民 税	0	0	0	0	0	0	法人事業 税	0	40	0	79	0	0
年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9																								
法人税	0	1,712	0	3,362	0	0																								
法人住民 税	0	0	0	0	0	0																								
法人事業 税	0	40	0	79	0	0																								
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○政策目的達成の実現状況 特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に実現状況を表すこととしている。 ①東京圏を構成する東京都の取組 令和元年度以降の適用実績及び今後の適用見込(事業実施計画の大臣確認済み事業)は以下のとおり。 <table><tr><td>年度</td><td>事業(竣工・竣工見込ベース)</td><td>税制対象 設備投資額 (税額控除)</td></tr></table>	年度	事業(竣工・竣工見込ベース)	税制対象 設備投資額 (税額控除)																									
年度	事業(竣工・竣工見込ベース)	税制対象 設備投資額 (税額控除)																												

			平成 30 年度	インキュベーションオフィス 1 事業	355 百万円
			令和1年度	インキュベーションオフィス 1 事業 MICE1 事業	33,414 百万円
			令和2年度		0
			令和3年度	サービスアパートメント 1 事業	9, 352 百万円
			令和4年度		0
			令和5年度	インターナショナルスクール 1 事業 MICE1 事業	27,991 百万円
			令和6年度		
			令和7年度	サービスアパートメント 1 事業 インターナショナルスクール2事業 MICE 1 事業	85,061 百万円
			令和8年度		
			令和9年度		

出典：令和5年度までは「令和 5 年度 国家戦略特区法の評価について」、令和6年度以降は事業実施計画ベースとしている。

上記事業(MICE 除く)における東京都の特区目標に寄与する施設整備・運営に関する事業は以下のとおり。

	海外高度人材	インキュベーションオフィス	サービスアパートメント	インターナショナルスクール
	出入国在留管理庁統計	新規事業を行う海外高度人材の入居者数※1	整備戸数 ※2	定員数 ※3
令和 4 年度	20,008 人	14	160 戸	—
令和 5 年度	24,327 人	10	160 戸	880 人
令和 6 年度	26,523 人	11	160 戸	880 人
令和 7 年度	約 3 万人 ※2	11 ※3	1,177 戸 ※3	1,320 人 ※3
令和 8 年度	約 3.4 万人 ※2	11 ※3	1,177 戸 ※3	1,320 人 ※3
令和 9 年度	約 3.8 万人 ※2	11 ※3	1,177 戸 ※3	1,320 人 ※3

出典：インキュベーションオフィスは実績値、サービスアパートメント及びインターナショナルスクールは実績値及び事業実施計画ベースとしている。

※1：サービスアパートメントの税制適用額は外国人入居面積想定割合で算定しているが、効果については整備戸数をもとに推計（後述）
※2：東京都の海外高度人材の令和 12 年までの目標5万人となっているため、令和7年度実績以降は、令和 12 年目標達成から逆算（増加分を均等割）したもの。
※3：各施設の利用対象者である海外高度人材数は令和4年度以降、

<

	※1	※2	※3	
令和4年度	14 人	126 人	0 人	140 人
令和5年度	10 人	125 人	880 人	1,015 人
令和6年度	11 人	120 人	880 人	1,015 人
令和7年度	11 人	503 人	1,320 人	1,834 人
令和8年度	11 人	503 人	1,320 人	1,834 人
令和9年度	11 人	503 人	1,320 人	1,834 人
令和10年度	11 人	503 人	1,752 人	2,266 人

※1: インキュベーションオフィス入居の1社につき、海外高度人材(社長)1名としての推計

※2: 整備戸数×全貸室面積に占める外国人利用可能面積比率より高度外国人材の利用戸数を推計。令和7年度以降は、令和6年度実績(75%)又は事業実施計画のKPIをもとに推計。なお、家族同伴の場合、1世帯に複数人海外高度人材が居住することも想定されるが、上記推計では1戸あたり1人で推計

※3: インターナショナルスクールは、児童・生徒の一人に対してその親のいずれかが海外高度人材であると仮定。実際の外国籍生徒割合に限らず、事業実施計画上の定員数分までは海外高度人材の呼び込み効果があるとして推計

なお、国際会議等については、令和7年度までに計3施設が稼働予定であることから、東京都の国際会議等の開催に寄与していくものと推計される。

このことから、適用した施設では令和6年度の海外高度人材の来訪に1,015人分貢献していると推計される。

これらにより、東京圏東京都において、その特区目標のうち、インキュベーションオフィス、サービスアパートメント及びインターナショナルスクールの整備等により世界で一番ビジネスのしやすい環境に繋がるとともに、国際会議等の開催により世界から人材が集まり、これらの取組により国際的ビジネス拠点形成に繋がっており、目標への寄与が見込まれる。

②東京圏を構成する神奈川県の実績

年度	事業(竣工ベース)	税制対象設備投資額(特別償却)	成果等
平成29年度～令和6年度	再生医療の研究開発に関する設備導入	139 百万円	再生医療関係の研究開発を実施し、3件の製品化に向けて治験を実施中。

出典:「令和6年度 国家戦略特区法の評価について」

当該施設では、再生医療の研究開発に関する設備導入を行い、再生医療の研究開発を実施しており、令和6年度時点で3件の製品化に向けて治験を実施中。これらは神奈川県の再生医療等関連産業の市場形成に資する取組である。

前記事業における神奈川県の特区分区目標に關する指標に寄与する施設整備・運営に關する事業は以下のとおり。

年度	県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数	実績値	製品化された税制適用事業
令和4年度	—	24 件	0 件※
令和5年度	—	28 件	0 件※
令和6年度	31 件	32 件	0 件※
令和7年度	32 件	製品化された場合 1 以上の効果	開発中
令和8年度	33 件		開発中
令和9年度	34 件		開発中

出典:神奈川県による調査

※ 適用事業者は令和3～6年度の薬事申請はなかった。

上記のとおり、過去の税制適用数は県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数に寄与している。例えば令和2年度の件数2件に対し製品化された適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

③関西圏を構成する大阪府の実績

年度	事業(竣工ベース)	税制対象設備投資額(税額控除)	成果等
平成28～29年度	高度医療に係る医療機器の研究開発	601 百万円	これまでに医療機器を2件開発し、製品化(薬事承認含む)した。
平成29～30年度	再生医療に係る新薬の研究開発	4408 百万円	複数の新薬の研究開発に取り組んでおり、一部は治験を実施した。
平成30年度	高度医療に係る医薬品の大量製造技術の確立に向けた研究開発	1271 百万円	これまでに大量製造技術を開発・確立し、医薬品の提供を開始した。

出典:「令和6年度国家戦略特別区域の評価(本文)」

これら研究開発施設(3施設)においては、多くの事業で製品化または製品化に向けた治験開始に至っている。一方、引き続き研究開発を行っている事業もあり、特区の目標である「再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進」の達成に貢献している。

前記事業における大阪府の特区分区目標に關する指標

医療機器生産額	実績値
---------	-----

		年度	全国に占めるシェア	生産額	製品化された税制適用事業
		令和2年度	3.4%	829 億円	1 件
		令和3年度	3.4%	880 億円	0 件※2
		令和4年度	2.9%	744 億円	0 件※2
		令和5年度	3.0%	805 億円	0 件※2
		令和6年度	— ※1	— ※1	0 件※2
		令和7年度	製品化された場合シェア	さらなる拡大を目指す	開発中
		令和8年度	3.0%程度		
		令和9年度			

出典:令和5年薬事工業生産動態統計年報

※1 令和6年度実績については、今後公表予定である。

※2 適用事業者は令和3～6年度の製品化実績はなかった。

税制適用事業の製品化後、当該企業全体の売上高は増加の一途をたどっており、税制措置が医療機器生産額の増加の一助になっている。今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

④関西圏を構成する京都府の取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象設備投資額(特別償却)	成果等
平成 28 年度～30 年度	iPS 細胞由来の血液製剤の研究開発に関する設備導入	111 百万円	iPS細胞由来の血液製剤の研究開発及び治験を実施。

出典:「令和6年度 国家戦略特区法の評価について」

上記研究開発施設は、iPS細胞由来の血液製剤の研究開発及び治験を実施しており、特区の目標である「再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進」の達成に貢献している。

上記事業における京都府の特区目標に関連する指標

	スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計)		適用事業数
年度	目標値	実績値	
令和4年度	33 件	52 件	0 件※
令和5年度	66 件	100 件	0 件※
令和6年度	100 件	122 件	0 件※
令和7年度	—	製品化された場合 1 以上の効果	開発中
令和8年度	—		開発中
令和9年度	—		開発中

出典:京都スタートアップ・エコシステム推進協議会による調査

※ 税制適用事業者がいなかったため令和4～6年度は実績がなかった。

	府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計)		適用事業数
年度	目標値	実績値	
令和4年度	20 件	19 件	－※
令和5年度	40 件	35 件	－※
令和6年度	60 件	59 件	－※
令和7年度	80 件	税制適用事業者がいる 場合1以上 の効果	－
令和8年度	100 件		－
令和9年度			－

出典：京都府による調査（実績値は工場立地動向調査）

※1 税制適用事業者がいなかったため令和4～6年度は実績がなかった。

※2 令和元年～令和3年の実績値（累計）は 60 件

※3 令和7年度実績は集計途上であるが、令和6年度は単年度で目標を上回る増加となっており、順調に推移している。

前記のとおり、過去の税制適用数はスタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数（累計）に寄与している。例えば平成 27 年度～令和元年度の設立数 83 件に対し適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由

上記のとおり、本税制を適用した事業者は、それぞれの事業実施計画に基づき設備・施設を導入するとともに、これら設備・施設を活用して各事業実施計画に示された特定事業を実施している。

定量的な目標として、各特区を構成する自治体が別に定める指標などから設定し、各特区の目標に対して一定程度それぞれ貢献している。例えば東京圏では国内外の人の交流・企業の集積に必要な施設を整備し、それらが運営されることで海外高度人材の増加や国際会議等の招致が図られることで国際的な経済活動の拠点形成が図られていく。関西圏では主に研究開発などから新製品の開発や新たな技術確立が行われ、これらは新たな製品開発などに繋がることで、産業の国際的な競争力強化が図られていく。これらの成果は、前述のとおり各特区が所在する自治体の政策目標にそれぞれ貢献するとともに、その結果各自治体の特区目標に資する取組となっており、かつ国家戦略特区の目的である、産業の国際競争力の強化と、国際的な経済活動の拠点形成に資する取組となっている。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

各図の下段に示す通り

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

適用事業者へのアンケート調査によると、

- ・税制措置の活用により同規模のオフィスと比較して賃料が低額となるインターナショナルスクールの誘致を行った事例

		・税制措置を活用しない場合に比べて新規性・独自性のある国際水準のサービスアパートメントの整備が可能となった事例が見られた。 また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、令和6年度に適用事業者へアンケートを行ったところ、税制措置に係る意思決定比重は29.4%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約176億円(599億円×29.4%)と推計され、税制に誘因された投資が海外高度人材の呼び込みや国際会議開催件数に寄与している。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 内閣府によるアンケート調査
		《適用数(10①)》が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置のこれまでの対象事業は12事業(そのほか4事業は令和7年度中の制度適用を予定)と僅少である。 これは、本特例措置及び国家戦略特区法は、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みを行う事業者が対象であり、また対象事業分野も高度な医療の提供に資する医療技術・医療機器・医薬品等や国際的な事業機会の創出や国際的な規模の事業活動の促進に資する事業(例:国際会議場等の整備)に限定されており、かつ、国家戦略特区の規制の特例措置を活用することが要件となる取組となっている。このような中、前述の「所期の目標の達成状況」とおり、国家戦略特区法の目的に資する事業が実施されている また、内閣府が業界・自治体向けに実施した本税制措置の適用を検討している事業数は、着工済み1件、令和8年度以降に着工事業で11事業あり、海外高度人材の誘致や国際会議等の招致を促進する動きが継続して行われる見込みである。 加えて、国家戦略特区については、近年、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定(令和6年7月に連携”絆”特区2区域(宮城県・熊本県、福島県・長崎県)、令和6年7月に金融・資産運用特区の1つとして北海道を指定、令和7年7月に千葉県全域を追加指定)し、国際、医療の分野を含む新たな取組を開始している。 これら新たに指定された特区における取組を含む特区制度については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月閣議決定)や「地方創生2.0基本構想」(令和7年6月閣議決定)において、国の果たすべき役割として、その運用を抜本的に強化し、地方の課題を起点とする大胆な規制・制度改革を推進することとしており、新たな規制・制度改革を実現するための調査事業や利子補給金等の予算・金融措置も含め、地域のチャレンジを徹底して後押ししていくこととしている。 これらにより、特区を活用した国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業がさらに進むことが見込まれている。 以上のとおり、適用実績は少ないものの、当該措置によって、特区

			法の目的である特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みが進むことで研究開発の促進、国際会議の開催数や海外高度人材の増加といった効果をあげており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。
		⑤: 税収減を是認する理由等	租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、当該設備投資の結果、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する研究開発や、海外高度人材の来訪や国際会議等の誘致につながるなど、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。 また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする。 また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月(R5 内閣 02)

(別紙 1)

適用数等及び減収額の算定根拠

令和 4 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	財務省適用実態調査	
② 特別償却実施額	0円	財務省適用実態調査	
③ 税額控除実施額	755842 円	財務省適用実態調査	
④減収額	0円	0 円+0 円 0 円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0 円	$(0 \times 23.2\% + 0 \text{ 円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥法人住民税	0円	$0 \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦法人事業税	0 円	0 円+0 円	⑧+⑨
⑧所得割	0 円	$0 \times 1\%$	$② \times \text{税率}$
⑨特別法人事業税	0 円	$0 \text{ 円} \times 1\% \times 260\%$	$③ \times \text{税率}$

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	財務省適用実態調査	
② 特別償却実施額	0円	財務省適用実態調査	
③ 税額控除実施額	1,552.27 百万円	財務省適用実態調査	
④減収額	1,752.51 百万円	1,712.15 百万円+0 円+40.36 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	1,712.15 百万円	$(0 \text{ 円} \times 23.2\% + 1,552.27 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥法人住民税	0 円	$0 \text{ 円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$

⑦法人事業税	40.36 百万円	0円+40.36 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0 円	$0 \text{ 円} \times 1\%$	$② \times \text{税率}$
⑨特別法人事業税	40.36 百万円	$1,552.27 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$③ \times \text{税率}$

令和 6 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
② 特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③ 税額控除実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④ 減収額	0円	0円+0円+0円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0円	$(0 \text{ 円} \times 23.2\% + 0 \text{ 円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥ 法人住民税	0円	$0 \text{ 円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦ 法人事業税	0円	0円+0万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0円	$0 \text{ 円} \times 1\%$	$② \times \text{税率}$
⑨ 特別法人事業税	0円	$0 \text{ 円} \times 1\% \times 260\%$	$③ \times \text{税率}$

令和 7 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	3件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	適用事業数4件
② 特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	

③ 税額控除実施額	3,048 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④ 減収額	3,127.25 百万円	3,048 百万円+0円+79.25 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	3,361.94 百万円	(0円×23.2%+3,048 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0円	0円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	79.25 百万円	0円+79.25 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	79.25 百万円	3,048 百万円×1%×260%	③×税率

令和8年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
② 特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③ 税額控除実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④減収額	0円	0円+0円+0円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0円	(0×23.2%+0円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥法人住民税	0円	0×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	0円	0円+0円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0×1%	②×税率

⑨特別法人事業税	0円	0円×1%×260%	④ ×税率
----------	----	------------	-------

令和9年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
⑤ 適用法人数	0件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
⑥ 特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
⑦ 税額控除実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④減収額	0円	0円+0円+0円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0円	(0×23.2%+0円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥法人住民税	0円	0×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	0円	0円+0円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	0円	0円×1%×260%	④ ×税率

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長
税 目	法人税
区 分	☐ 新設 ☒ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 新たな達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下同じ。）において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 令和7年度～令和11年度（2025～2029年度）目標値：80ha（※中間目標値：64ha 令和10年度まで））を追加する合理的な理由が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 都市再生緊急整備地域においては、地域の活性化を図るため、にぎわいの形成や人々の交流を促進する環境を提供することが求められており、道路、公園、広場等の公共施設は、これらの環境整備に資するものであることから、公共施設の量的増加をK P Iとして設定する。以上について追記する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和10年度）が予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 令和10年度の適用数を追記する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和7年度、8年度及び10年度の法人税）が予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 令和10年度の減収額を追記する。また、令和7、8年度の適用額見込額及び減収額について具体的な金額が予測できていないため、引き続き検討する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和7年度及び8年度の法人税の減収額が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：7兆円～10兆円の内数（※中間目標値：3.5兆円～5兆円 令和6年度まで））に対する過去の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 所期の達成目標（都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度）の内数（※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで））に対する過去の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
③ 所期の達成目標（都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：7兆円～10兆円の内数（※中間目標値：3.5兆円～5兆円 令和6年度まで））に対する過去の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額を基に寄与度を算出」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
④ 所期の達成目標（都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度）の内数（※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで））に対する過去の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の区域面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑤ 所期の達成目標（都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度）の内数（※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで））の達成状況について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 算定根拠に以下の文言を追記する。 「その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の建設投資額の令和4年度から令和10年度の合算値（国家戦略民間都市再生事業分はそのうち国家戦略特区民間都市再生事業分のみを同様に計算して合算したもの）」
② 算定根拠に以下の文言を追記する。 「その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の区域面積割合を令和4～10年度に累計したもの。」
③ 過去の直接的な効果については、国土交通省にて適用実績のある企業に対してヒアリングを行い、取得年度の割増償却がプロジェクトを進める上での後押し効果につながる旨を聞き取っていることから、その旨を評価書に追記する。また、所期の達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「10有効

性等④効果」に記載の通り、令和2～6年度の全体の建設投資額が3.5兆円～5兆円と見込まれていたところ、全体建設投資額を分母として、認定事業で直接支出される建設投資額を分子に置くことで、全体建設投資額に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。(令和2年度～令和6年度の建設投資額目標値6兆円のうち、約3.5兆円が認定事業の直接的な建設投資額に当たり、全体投資額の約58%を占めている。) ※なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の建設投資額を記載しており、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。 ④ 過去の直接的な効果については、国土交通省にて適用実績のある企業に対してヒアリングを行い、取得年度の割増償却がプロジェクトを進める上での後押し効果につながる旨を聞き取っていることから、その旨を評価書に追記する。また、所期の達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「10有効性等④効果」に記載の通り、令和2～6年度の全体の区域面積割合が約12.0%～12.5%と見込まれたところ、全体区域面積を分母として、認定事業で整備される区域面積を分子に置くことで、全体区域面積割合に占める認定事業の直接的な寄与度を算出しております。(令和2年度～令和10年度の区域面積割合のうち、約38%が認定事業の区域面積を占めております。) ※なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の区域面積割合を記載しており、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。 ⑤ 建築費の高騰や工期の延長といった事業環境の悪化により、一般的に事業の進捗が想定よりも遅れたたことによる影響と認識しており、その旨を追記する。
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：7兆円～10兆円（※中間目標値：5.7兆円～8.2兆円 令和10年度まで））に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ② 達成目標（都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度））に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ③ 達成目標（都市再生緊急整備地域）において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 令和7年度～令和11年度（2025～2029年度）目標値：80ha（※中間目標値：64ha 令和10年度まで））に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ④ 達成目標（都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：7兆円～10兆円（※中間目標値：5.7兆円～8.2兆円 令和10年度まで））に対する将来の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額を基に寄与度を算出」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ⑤ 達成目標（都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度）（※中間目標値：15.2%～17.6% 令和10年度まで））に対する将来の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の区域面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の
--

要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ⑥ 達成目標（都市再生緊急整備地域において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 令和7年度～令和11年度（2025～2029年度）目標値：80ha（※中間目標値：64ha 令和10年度まで））に対する将来の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の公共施設面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、④、⑤及び⑥は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【内閣府の補足説明】 ① 算定根拠に以下の文言を追記する。 「その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の建設投資額の令和4年度から令和10年度の合算値（国家戦略民間都市再生事業分はそのうち国家戦略特区民間都市再生事業分のみを同様に計算して合算したもの）」 ② 算定根拠に以下の文言を追記する。 「その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の区域面積割合を令和4～10年度に累計したもの。」 ③ 算定根拠に以下の文言を追記する。 「その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の公共施設の用に供される土地の面積を令和4～10年度に累計したもの。」 ④ 建設投資額における本特例措置の直接的な効果については、全体建設投資額を分母として、認定事業で直接支出される建設投資額を分子に置くことで、全体建設投資額に占める認定事業の直接的な寄与度を算出しており、将来の効果の把握にあたってもその考え方は同様である。また、事後的な効果の検証については、全体建設投資額試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年度実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。 ⑤ 区域面積における本特例措置の直接的な効果については、全体区域面積を分母として、認定事業で整備される区域面積を分子に置くことで、全体区域面積割合に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。将来の効果の把握にあたってもその考え方は同様である。また、事後的な効果の検証については、全体区域面積割合試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。 ⑥ 都市開発事業により公共施設の用に供される土地の面積における本特例措置の直接的な効果については、公共施設の用に供される土地の面積を分母として、認定事業で整備される土地の面積を分子に置くことで、全体の公共施設の用に供される土地の占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。将来の効果の把握にあたってもその考え方は同様である。また、事後的な効果の検証については、公共施設の用に供される土地の面積の試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。
【点検結果】 ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ④～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 －
【点検結果】

なし。

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税6)
		②: 上記以外の税目	所得税: 外、登録免許税: 外 固定資産税: 外、都市計画税: 外、不動産取得税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 国家戦略特別区域法第 25 条第1項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたとき、当該事業の実施主体に対して都市再生特別措置法第 21 条第1項の民間都市再生事業計画の認定があったものとみなし、租税特別措置法に基づき課税の特例を受けられる制度。 ●所得税・法人税の割増償却 【 償却率 】25%(5年間)※特定都市再生緊急整備地域内は 50% 【対象設備】整備される建物及び附属設備 【取得期限】令和8年3月 31 日 【要 件】 ・地上 10 階以上又は延べ面積 75,000 ㎡以上の耐火建築物 ※特定都市再生緊急整備地域内は 50,000 ㎡以上 ・公共施設用地面積 30%以上又は都市居住者等利便増進施設整備費が 10 億円以上であること。 《要望の内容》 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置について、登録免許税の適用要件を緩和した上で、適用期限を3年間延長し令和 11 年 3 月 31 日までとする。 《関係条項》 所得税: 租税特別措置法第 14 条、同政令第7条第2項、同規則第6条 法人税: 租税特別措置法第 47 条、同政令第 29 条の5、同規則第 20 条の 21 (連結法人: 租税特別措置法第 68 条の 35、同政令第 39 条の 64、同規則第 22 条の 42) 登録免許税: 租税特別措置法第 83 条、同政令第 43 条の2、同規則第 31 条の4
5	担当部局		内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和4年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度: 創設 平成 27 年度: 延長(2年間)

			平成 29 年度: 延長(2年間) 平成 31 年度: 延長(2年間) 令和3年度: 延長(2年間) 令和5年度: 延長(3年間)
8	適用又は延長期間		3年間(令和8年4月1日～令和 11 年3月 31 日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生緊急整備地域等における、優良な民間都市開発プロジェクト(認定民間都市再生事業)による大都市・地方都市のまちづくりを推進するとともに、地方創生2.0基本構想(令和7年6月閣議決定)に基づく特区の再起動を踏まえ、国家戦略特別区域において認定民間都市再生事業を推進することで、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成によって、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出を図る必要がある。 《政策目的の根拠》 ●国家戦略特別区域法第1条 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策の総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 ●国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 2 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 ●経済財政運営と改革の基本方針 2025(令和7年6月 13 日閣議決定) 都市と地方は二項対立的な構造を越え、共生関係となり、その結び付きにより我が国全体の持続可能性を高めることや都市機能の更なる集積と稼ぐ力の創出に向け、官民が協働して公共的価値も生み出す都市再生・国際競争力の強化、地域資源を活かした個性あるまちづくり、持続的なエリアマネジメントを促進する ●地方創生 2.0 基本構想(令和7年6月 13 日閣議決定) 地域に人や投資を呼び込む域内の磁力と域外から稼ぐ力を強化し、誇りや愛着を持てる個性ある持続可能な地方の都市再生を推進するため、まちの顔にふさわしい民間都市開発プロジェクトの促進や地域の核となるまちを育てていく
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策6 地方創生 施策6 地方創生に関する施策の推進

	③：租税特別措置等により達成しようとする目標	我が国経済を牽引する都市の国際競争力の強化等に資する民間都市再生事業を推進するため、国家戦略特別区域においても国家戦略民間都市再生事業を実施し、民間都市再生事業の推進に寄与していく。政策の達成目標については、国家戦略民間都市再生事業は、次のとおり民間都市再生事業の目標の内数となる。 ①都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：7兆円～10兆円 （※中間目標値：5.7兆円～8.2兆円 令和10年度まで） ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度） （※中間目標値：15.2%～17.6% 令和10年度まで） ③都市再生緊急整備地域において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 ・令和7年度～令和11年度（2025～2029年度） 目標値：80ha （※中間目標値：64ha 令和10年度まで） 《達成目標を追加する合理的な理由》 都市再生緊急整備地域においては、地域の活性化を図るため、にぎわいの形成や人々の交流を促進する環境を提供することが求められており、道路、公園、広場等の公共施設は、これらの環境整備に資するものであることから、公共施設の量的増加をKPIとして設定することとする。
		④：政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与 本税制措置が講じられることにより、国家戦略特別区域において8つの国家戦略民間都市再生事業が認定され、都市再生に取り組んでいる。これらの事業では、国際交流施設、ビジネス支援施設、外国人向け生活支援施設、文化芸術発信施設などビジネス拠点の形成に資する施設が整備され、これらの整備が図られることで、国際的な事業活動を行う企業が集積することにより、国際都市機能の充実を図ることができ、産業の国際競争力を強化及び国際的な経済活動の拠点が形成されている。これら都市再生が活発に行われることにより（建築投資額や都市開発事業が行われた区域面積割合の指標）、当該地域における国際都市機能の充実が図られ、当該地域において新たにビジネスを行う者が増加することにつながり、その効果として地価上昇が起こると想定される。また、国際都市機能の充実を図ることにより、産業の国際競争力を強化及び国際的な経済活動の拠点が形成されることから、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出するという政策目的に寄与している。本特例措置が講じられず、仮に認定事業が誘発されなかった場合、政策目標の達成に対する影響は大きいと考えられる。

10

有効性等

①	適用数	(単位:計画)																														
		<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>令和 5</td><td>令和 6</td><td>令和 7</td><td>令和 8</td><td>令和 9</td><td>令和 10</td></tr><tr><td>適用件 数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	適用件 数	0	0	0	1	1	2	2														
年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10																									
適用件 数	0	0	0	1	1	2	2																									
【算定根拠】 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することができないことから、実績・見込み数とも認定事業者に対するアンケート調査に基づき把握した数値を用いた【出典:国土交通省調べ令和7年5月末時点】																																
②	適用額	(単位:百万円)																														
		<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>令和 5</td><td>令和 6</td><td>令和 7</td><td>令和 8</td><td>令和 9</td><td>令和 10</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>6,063.4</td><td>10,247.4</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	適用額	0	0	0	0	0	6,063.4	10,247.4														
年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10																									
適用額	0	0	0	0	0	6,063.4	10,247.4																									
【算定根拠】 実績・見込み数とも、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(法人税分の実数)【国土交通省調べ令和7年7月末時点】の減収額から法人税率 23.2%を割り戻して推計したもの。																																
③	減収額	(単位:百万円)																														
		<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>令和 5</td><td>令和 6</td><td>令和 7</td><td>令和 8</td><td>令和 9</td><td>令和 10</td></tr><tr><td>法人税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1,406.7</td><td>2,377.4</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>98.5</td><td>166.4</td></tr><tr><td>法人事 業税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>581.5</td><td>982.7</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	法人税	0	0	0	0	0	1,406.7	2,377.4	法人 住民税	0	0	0	0	0	98.5	166.4	法人事 業税	0	0	0	0	0
年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10																									
法人税	0	0	0	0	0	1,406.7	2,377.4																									
法人 住民税	0	0	0	0	0	98.5	166.4																									
法人事 業税	0	0	0	0	0	581.5	982.7																									
【算定根拠】 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することができないことから、実績・見込数とも認定事業者に対するアンケート調査に基づき把握した数値を用いた【出典:国土交通省調べ令和7年7月末時点】 ・法人住民税:各年度の減収見込額に法人住民税(7%)を乗じて算出 ・法人事業税:(ア):10②の各年度の適用額に外形外法人の税率7%を乗じて法人事業税の減収額を算出 (イ):(ア)で算出した法人税事業税所得割の減収額に外形外法人の税率 37%を乗じて地方法人特別税の減収額を算出 これら(ア)と(イ)の減収額を合計し法人事業税を算出																																

④：効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 これまで、民間都市再生事業のうち、国家戦略特別区域においては8つの国家戦略民間都市再生事業が認定され、都市再生に取り組んでいる。それぞれの達成目標の実現状況は以下のとおりである。 (令和6年度までの達成状況) ①都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）における都市開発事業の建設投資累計額 - 令和2年度～令和6年度の建設投資額：約6.0兆円 ※令和6年度までの中間目標値：3.5兆円～5兆円 ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 - 令和2年度～令和6年度の区域面積割合：11.7% ※令和6年度までの中間目標値：12.0%～12.5% (初期値9.1%(平成30年度)) (延長要望期間における達成の見込み) ①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 →令和2年度～令和10年度の建設投資額：約9.5兆円(見込み) ※令和10年度までの中間目標値：5.7兆円～8.2兆円 ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 →令和2年度～令和10年度の区域面積割合：14.5%(見込み) ※令和10年度までの中間目標値：15.2%～17.6% (初期値9.1%※平成30年度) ③都市再生緊急整備地域において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 →令和7年度～令和10年度の公共施設面積：66ha(見込み) ※令和10年度までの中間目標値：64ha ・租税特別措置法の適用期間及び延長要望期間においては、政策目標及び中間政策目標の達成に向けて、目標②に関しては建築費の高騰や工期の延長といった事業環境の悪化により、全般的に事業の進捗が想定よりも遅れたため、中間目標値まで届かない見込みであるが、目標②のうち本特例措置により直接引き起こされる認定事業の区域面積割合は、令和2年度～令和10年度に都市開発事業が行われる区域面積のうち38%を占めており、本特例措置が目標達成に与える影響は大きいと考えられる。また、目標①・③に関しては概ね順調に進捗しているところだが、建設工事費の上昇等の影響を受けて、都市開発事業の見通しは未だ不透明である。したがって、目標達成に向け、引き続き本特例の措置が必要である。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」
------	---

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

直接的効果を図る指標として、本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額、区域面積及び公共施設面積を基に寄与度を算出

※特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の合算値

①建設投資額

(単位:兆円)

年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10
目標	令和10年度までの中間目標値:5.7~8.2						
単年度実績	1.2	1.2	1.2	1.2	1.0	0.8	0.6
うち 認定事業	0.7	0.7	0.7	0.5	0.3	0.2	0.1
累計金額 (R2年度以降)	3.6	4.8	6.0	7.1	8.1	9.0	9.5
認定事業の 寄与度	58%	58%	57%	43%	33%	29%	26%
うち 国家戦略分 の寄与度	12%	10%	11%	14%	21%	24%	6%

※令和7年度以降は見込み

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」に基づき国土交通省算定。
その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の建設投資額の令和4年度から令和10年度の合算値(国家戦略民間都市再生事業分はそのうち国家戦略特区民間都市再生事業分のみを同様に計算して合算したもの)

②区域面積割合

※初期値9.1% 平成30年度

(%)

	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10年 度
単年度	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.8%	1.2%	0.4%
うち、 認定事業	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.0%
累計% (R2年度以降)	10.7%	11.2%	11.7%	12.2%	13.0%	14.1%	14.5%
認定事業	52%	67%	55%	64%	31%	26%	10%

の寄与度								
	うち 特区分 累計%	10.6%	11.1%	11.5%	12.0%	12.7%	13.9%	14.2%
	うち 特区分の 認定事業 寄与度	53%	68%	49%	65%	32%	26%	11%

※令和7年度以降は見込み

【算定根拠】
内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」に基づき国土交通省算定
その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の区域面積割合を令和4～10年度に累計したものの（特区分は、このうち特区指定されている自治体分を抽出したもので同様に計算したもの）

③公共施設の用に供される土地の面積

(ha)

	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10年 度
単年度	18.0	11.0	9.9	39.3	15.3	8.6	2.4
うち、 認定事業	3.0	5.0	1.7	7.6	4.9	2.8	0.8
累計面積 (R7年度以降)	—	—	—	39.3	54.5	63.2	65.5
認定事業 の寄与度	17%	45%	17%	19%	32%	32%	32%
うち 特区分の 認定事業 寄与度	14%	45%	17%	19%	32%	32%	32%

※令和7年度以降は見込み

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」に基づき国土交通省算定
その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の公共施設の用に供される土地の面積を令和4～10年度に累計したもの。
(特区分は、このうち特区指定されている自治体分を抽出したもので同様に計算したもの)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
・過去適用実績のある事業者及び今後適用見込みのある事業者に対してヒアリングを行ったところ、取得年度の割増し償却がプロジェクトを

		進める上での後押し効果があるといった意見があり、本特例措置が都市開発事業の促進につながるという。
		《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本措置の適用対象の国家戦略特区における民間都市再生事業は、権利調整や計画策定等に相当の時間を費やすことが多く、国家戦略特区に基づく規制の特例により手続きを簡素化しても、竣工までに数年の期間を要するため、事業者や自治体の事情により事業の組成は限られることが想定される。また、資材・人員調達などの事情により計画進行が左右され、工期の影響で建設される建物を事業に供用する時期がずれることなどもあるため、想定外に僅少となるものではない。 また、本特例措置の過去の適用数がないものの、上記のとおり所期の目標(建設投資累計額及び都市開発事業が行われた区域面積割合)の中間目標の達成に向けて、本特例措置は今後の達成目標の実現に必要な措置である。さらに、本特例措置により直接引き起こされる8計画の1事業あたりの最終的な建設投資累計額1,379億円、区域面積の平均3.7haと、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいことから、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標に有効な手段である。 また、本措置は、国家戦略特区における規制の特例措置の一つであり、国、自治体及び実施主体が一体として参加する区域会議で区域計画を策定することから、特定の事業等が計画策定に関与する前提である。ただし、国家戦略特区法上、特定事業の内容及び実施主体を公表し、実施主体の追加の申出を受ける仕組みがあり、要件を満たす他者の参画の機会を確保していることから、想定外に特定の者に偏ることはない。
⑤	税収減を是認する理由等	これまで、国家戦略民間都市再生事業を含む都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域含む)における認定事業(171計画)の建設投資累計額は 約10.3兆円(平成15年以降の民間建設投資累計額21.4兆円(現在想定されている額)の48%を占める)、うち国家戦略民間都市再生事業(8計画)の建設投資累計額約11,030億円が見込まれる。本特例措置を活用した我が国経済を牽引する都市の国際競争力の強化等に資する民間都市再生事業を推進することにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動拠点の形成につながることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。 【参考:認定事業(171計画)における効果(試算)】 都市再生緊急整備地域(特定都市再生事業緊急整備地域含む)の認定事業(171計画)における効果(試算)は次の通り。 建設投資累計額:約10.3兆円 経済波及効果:約25.9兆円 税収増効果:約2.7兆円 ※上記はいずれも国土交通省調べ

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的な発展を図っていくため、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成につながる事業への投資を促すことにより、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出を目的としている。優良な国家戦略民間都市再生事業を実施するためには、多額の投資と長期の事業期間を要することから大きなリスクを有するとともに、収益を生まない公共施設等の整備や投資効率を下げる環境性能の向上に係る設備投資を行うこととなることから、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者にゆだねるのみでは優良な都市開発事業が実施されなくなる可能性がある。民間事業者にとって、国家戦略民間都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置の支援措置の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本税制特例を措置することは妥当である 国家戦略特区制度は、政策目的を達成するために規制の特例措置、金融上の支援措置、税制の特例措置が講じられている。それぞれの役割としては、 ① 規制の特例措置は、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるもの。 ② 金融上の支援措置は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小企業者を支援するもの。 ③ 税制の特例措置は、政策目的の達成に資する特定の事業の実施に対してインセンティブを付与することで民間投資を喚起し、事業実施を促すもの。 であり、明確に役割分担がなされている。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4 内閣 01）

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区について、要望に係る本特別措置の適用期間内での達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要なかつ有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。
② グリーンアジア国際戦略総合特区について、要望に係る本特別措置の適用期間内での達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要なかつ有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。
③ 達成目標（特区関連事業の進出企業及び機関数 令和4年度～令和8年度累計：50件）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特別措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
④ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件（令和8年度：累積63件））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特別措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
⑤ 所期の達成目標（特区関連事業による就業者の増加数 7年間（令和元年度～令和7年度）累計：810人）から新たな達成目標（特区関連事業の進出企業及び機関数令和4年度～令和8年度累計：50件）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
⑥ 所期の達成目標（ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 事業・産業創出数15件（令和3年度）→75件（令和7年度））を削除する合理的な理由が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、引き続き評価指標となる目標値の達成を目指す観点から、下記の記載を追記する。 ⇒令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績等を踏まえ、引き続き「10,818億円」とする方針。
② 令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、引き続き評価指標となる目標値の達成を目指す観点から、下記の記載を追記する。 ⇒令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績等を踏まえ、「令和8年度：3.88兆円、令和9年度：4.02兆円」とする方針。
③ 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区においては、現在令和8年度までを計画期間とする区域計画に目標を定めて取組を推進しており、次期区域計画に向けて令和9年度以降の目標を検討中。
④ 関西イノベーション国際戦略総合特区においては、現在令和8年度までを計画期間とする区域計画に目標を定めて取組を推進しており、次期区域計画に向けて令和9年度以降の目標値を検討中。
⑤ 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区においては、第2期京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区においては、第2期区域計画（平成29年度～令和3年度）が終了しており、第3期区域計画（令和4年度～令和8年度）では、事業の進捗状況等をより適切に把握する観点から、数値目標を「特区関連事業による就業者の増加数」から「特区関連事業の進出企業及び機関数」へ切り替えており、前目標は令和3年度までで集計を終了している。

⑥ つくば国際戦略総合特区については、直近の税制の活用実績が無く、かつ今年度末をもって特区の指定解除の申請を予定していることから、評価対象から外している。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和8年度及び9年度）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 別紙の令和8年度および9年度の適用数の出典について「特区自治体調査」へと記載を変更する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和8年度及び9年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 別紙の令和8年度および9年度の適用数の出典について「特区自治体調査」へと記載を変更する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（特区関連事業による就業者の増加数 7年間（令和元年度～令和7年度）累計：810人）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の

実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 ② 所期の達成目標（ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 事業・産業創出数15件（令和3年度）→75件（令和7年度））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 ③ 所期の達成目標（航空宇宙産業の生産高 10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度））に対する過去の効果（令和6年度）が把握されていない。 ④ 所期の達成目標（当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 約0.2兆円（平成22年12月）→約5.71兆円（令和7年））に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ⑤ 所期の達成目標（航空宇宙産業の生産高 10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ⑥ 所期の達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件（令和8年度：累積63件））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ⑦ 所期の達成目標（当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 約0.2兆円（平成22年12月）→約5.71兆円（令和7年））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、⑤、⑥及び⑦は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑧ 所期の達成目標（航空宇宙産業の生産高 10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 ⑨ 所期の達成目標（当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 約0.2兆円（平成22年12月）→約5.71兆円（令和7年））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。	
【内閣府の補足説明】	
① 前評価指標に対する実績値等の表を追記する。ただし、当該特区の区域計画における評価指標が変更されていることから、令和3年度までの実績値とする。 ② つくば国際戦略総合特区については、直近の税制の活用実績が無く、かつ今年度末をもって特区の指定解除の申請を予定していることから、評価対象から外しているが、実績値の明示のため前回評価時同様の表を記載する。 ③ 令和6年度実績が集計されたことから実績値（8,659億円）を記載する。 ④ 当府で推計を行っているものではないため、以下の文言を注釈に追記する「特区自治体による算定」 ⑤ 直接的効果については、適用事業者向けに実施したアンケート調査にて算出している。当該税制があったことが事業者の事業実施の意思決定のうち27%の比重を占めていることから、相当の寄与があったものと推計される。 ⑥ 税の直接的な効果については、適用事業者向けに実施したアンケート調査にて算出している。当該税制があったことが事業者の事業実施の意思決定のうち27%の比重を占めていることから、相当の寄与があったものと推計される。 ⑦ 税の直接的な効果については、適用事業者向けに実施したアンケート調査にて算出している。当該税制があったことが事業者の事業実施の意思決定のうち27%の比重を占めていることから、相当の寄与があったものと推計される。 ⑧ 表に令和元年度からの数値を追記する。 ⑨ 表に令和元年度から2年度の数値を追記する。令和7年度の効果については表の下に記述があるとおり、令和6年度までの実績313億円に、今後導入される設備分の売上高（＋α）が計上され、特区の目標達成に一定の寄与を果たすと見込む。	
【点検結果】	
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

②～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ⑤～⑦ 「直接的効果については、適用事業者向けに実施したアンケート調査にて算出している。当該税制があったことが事業者の事業実施の意思決定のうち27%の比重を占めていることから、相当の寄与があったものと推計される」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないことから、この点を課題とする。 ⑨ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	
--	--

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区について、要望に係る本特別措置の適用期間内での達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。 ② グリーンアジア国際戦略総合特区について、要望に係る本特別措置の適用期間内での達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。 ③ 達成目標（特区関連事業の進出企業及び機関数 令和4年度～令和8年度累計：50件）に対する将来の効果が予測されておらず、本特別措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 ④ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件（令和8年度：累積63件））に対する将来の効果（令和9年度）が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑤ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年度～令和8年度の累積件数63件）に対する将来の効果（令和7年度及び8年度）について、「令和7年度及び令和8年度にそれぞれ1件ずつ、計2件の薬事申請が見込まれている」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ⑥ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件（令和8年度：累積63件））に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
【内閣府の補足説明】	
① 令和8年度以降の明確な目標値については現在検討中であるが、引き続き評価指標となる目標値の達成を目指す観点から、下記の記載を追記する。 ⇒令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績等を踏まえ、引き続き「10,818億円」とする方向で検討中。 ② 令和8年度以降の明確な目標値については現在検討中であるが、引き続き評価指標となる目標値の達成を目指す観点から、下記の記載を追記する。 ⇒令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績等を踏まえ、「令和8年度：3.88兆円、令和9年度：4.02兆円」とする方向で検討中。 ③ 将来効果の定量的な予測については関係自治体とも協議し、適切な効果予測を引き続き検討する。	

④ 将来効果の定量的な予測については関係自治体とも協議し、適切な効果予測を引き続き検討する。
⑤ 以下の文言を文末に追記する。 「(特区自治体による調査)」
⑥ 税の直接的な効果については、適用事業者向けに実施したアンケート調査にて算出している。当該税制があったことが事業者の事業実施の意思決定のうち 27%の比重を占めていることから、相当の寄与があったものと推計される。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果（令和7年度）について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。 また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑥ 「直接的効果については、適用事業者向けに実施したアンケート調査にて算出している。当該税制があったことが事業者の事業実施の意思決定のうち27%の比重を占めていることから、相当の寄与があったものと推計される」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税6) 法人住民税、法人事業税: 義(自動連動)(地方税4)
		②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 ○特例措置の対象(特例措置を必要とする制度の概要) 総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度 ・法人指定の期限: 令和8年3月31日 ・対象設備: 機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・付属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却の割合: 機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の30% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の15% ・税額控除の割合: 機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の8% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の4% (当期法人税額の20%を限度とする) ・設備等取得の期間: 法人指定の日から令和8年3月31日まで 《要望の内容》 総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11において令和8年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。 《関係条項》 ・総合特別区域法第26条 ・総合特別区域法施行規則第15条 ・租税特別措置法第42条の11 ・地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
5	担当部局		内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和4年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯		平成23年度: 創設

			平成25年度: 拡充 (適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加)
			平成26年度: 延長(2年間)
			平成28年度: 見直しの上、延長 (特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃した上で、2年延長)
			平成30年度: 延長(2年間) (特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲(国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外)を見直した上で、2年延長)
			令和2年度: 延長(2年間) (対象事業の範囲(水の確保が困難な地域における給排水システムの研究開発に関する事業、高度医療施設の近接の患者用宿泊施設の整備又は運営に関する事業、高度医療施設への外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業、映画等の文字等で特に付加価値の高いものの創作又は提供に関する事業及びプログラムを表現する文字等で特に付加価値の高いものの研究開発に関する事業を除外)を見直した上で、2年延長)
			令和4年度: 延長(2年間) (対象事業の範囲(付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業を除外)を見直した上で、2年延長)
			令和6年度: 延長(2年間) (特別償却率及び税額控除の率、対象事業の範囲(手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業、情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム(電磁的記録により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。))の研究開発に関する事業、高度な医療を提供する医療施設又は医療設備の整備又は運営に関する事業及び産業競争力強化法の産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業を除外)を見直した上で、2年延長)
8	適用又は延長期間		2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。
			《政策目的の根拠》 ・総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定) 2 国際戦略総合特区を通じた産業の国際競争力強化の意義 強い経済を実現するためには、産業の国際競争力の強化を通じて安定した内需と外需を創造し、富が広く循環する経済構造を築くことが重要である。 国際戦略総合特区は、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、地方公共団体及び民間事業者

		が連携した当該産業の拠点形成に資する取組に対して、産業の国際競争力の強化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行うものである。 これにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与するものである。 ・総合特別区域法(平成 23 年法律第 81 号) 第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置 第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置 第二款 課税の特例 第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人(内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。))が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。)であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策6 地方創生 施策6 地方創生に関する施策の推進
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	総合特別区域法第7条第1項に基づき定める総合特別区域基本方針において、国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化の意義及び目標に関する事項が示されている。 〈総合特区制度の目標〉 総合特区制度は、区域限定の規制・制度改革によって政策課題解決を図る突破口とし、産業の国際競争力の強化を目的としている。 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 総合特別区域法に基づき、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的としている。 国際戦略総合特区においては、現在6つの特区がそれぞれ定める特区計画に基づきその目標とその達成時期を設けている。このうち4つの特区において、本税制措置を活用して、特区目標に向けて取り組んでいる。 このため、税制措置を活用した計画が、特区の目標にどの程度寄与したかの観点でみる。 【各特区において達成すべき水準(目標値)】 本税制措置を適用した又は今後適用予定の4つの特区においては、それぞれ複数の数値目標を掲げているが、総合特別区域法の目的は

		前述のとおり産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することとしていることから、各特区の数値目標のうち特に以下の観点を中心に評価指標としている。 特区の数値目標においては、主に新たな製品生産などを目的にしているものは生産高など、新しい分野に係る研究開発などを目的にしているものは研究開発の成果に現れる指標(薬事申請数など)、また共通する項目としてこれらの取組により生み出された企業進出数など、特区を持つ自治体において、本税制措置の適用により設備投資が行われることで製造・開発拠点が形成されることの効果指標として適切なものを中心に指標とした。 ○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 評価指標: 特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果 数値目標: 特区関連事業の進出企業及び機関数 令和4年度～令和8年度 累計: 50 件 ○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区 評価指標: 中部地域における航空宇宙産業の生産高 数値目標: 航空宇宙産業の生産高 10,818 億円(令和元年度)→10,818 億円(令和7年度) ※令和7年度までに令和元年度実績(コロナ前)まで回復 ※令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績等を踏まえ、引き続き「10,818 億円」とする方向で検討中。 ○関西イノベーション国際戦略総合特区 評価指標: 研究結果による効果 数値目標: 特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成 23 年～令和7年度: 累積 60 件 (令和8年度: 累積 63 件※) ※当該特区では、令和8年度までを目標期間として設定しており、令和7年度は参考値 ○グリーンアジア国際戦略総合特区 評価指標: 当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 数値目標: 年間売上高 約 0.2 兆円(平成 22 年 12 月)→約 5.71 兆円(令和7年度) ※令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績等を踏まえ、「令和8年度: 3.88 兆円、令和9年度: 4.02 兆円」とする方向で検討中。
	④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。

		実現による 寄与	これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・年間売上高、薬事申請数及び進出企業数等の数値目標の達成が実現される。 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、個別化・予防医療時代に対応した、革新的な医薬品・医療機器の研究開発や製造拠点の形成により、健康関連産業の創出に繋がる。 アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区においては、本税制措置の活用によって、日本で唯一の材料を含む研究開発から設計・開発、製造・販売、保守管理までの一貫体制が構築され、アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスター形成に繋がる。 関西イノベーション国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、当該地域が強みを有する分野のうち、医療・医薬分野の研究拠点や製造拠点が形成され、これらにより先端的なシーズや研究成果を実用化し、市場化に結び付けるイノベーションプラットフォームの構築の促進に繋がる。 グリーンアジア国際戦略総合特区においては、本税制の活用によって、電気自動車や燃料電池自動車等の環境配慮型自動車の開発・生産拠点、半導体や有機 EL 等のグリーンデバイスの開発・生産拠点及び産業用ロボット等の環境配慮型高機能製品の開発・生産拠点の形成が促進され、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点構築の促進に繋がる。 このように、各特区が設けた総合特区計画の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進すること」に寄与する。																					
10	有効性等	① 適用数	《延長分》法人数 <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6 (見込)</th><th>令和7 (見込)</th><th>令和8 (見込)</th><th>令和9 (見込)</th></tr><tr><td>特別 償却</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>税額 控除</td><td>4</td><td>3</td><td>8</td><td>13</td><td>10</td><td>6</td></tr></table> 【算定根拠】 別紙のとおり (適用法人数) 当該年度に税制措置を活用した法人の数	年度 区分	令和4	令和5	令和6 (見込)	令和7 (見込)	令和8 (見込)	令和9 (見込)	特別 償却	—	1	—	—	—	—	税額 控除	4	3	8	13	10	6
年度 区分	令和4	令和5	令和6 (見込)	令和7 (見込)	令和8 (見込)	令和9 (見込)																		
特別 償却	—	1	—	—	—	—																		
税額 控除	4	3	8	13	10	6																		
		② 適用額	《延長分》単位: 百万円 <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6 (見込)</th><th>令和7 (見込)</th><th>令和8 (見込)</th><th>令和9 (見込)</th></tr><tr><td>適用 特別 償却</td><td>—</td><td>48</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	年度 区分	令和4	令和5	令和6 (見込)	令和7 (見込)	令和8 (見込)	令和9 (見込)	適用 特別 償却	—	48	—	—	—	—							
年度 区分	令和4	令和5	令和6 (見込)	令和7 (見込)	令和8 (見込)	令和9 (見込)																		
適用 特別 償却	—	48	—	—	—	—																		

		額	税額 控除	46	320	392	3,815	5,973	3,730	
		【算定根拠】 別紙のとおり (適用額) 認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額								
	③: 減収額	《延長分》単位: 百万円								
		年度 区分	令和4	令和5	令和6 (見込)	令和7 (見込)	令和8 (見込)	令和9 (見込)		
		法人 償却 税額 控除	—	12	—	—	—	—		
		法人 住民税	50	352	442	4,307	6,743	4,114		
		法人 事業税	—	0.7	—	—	—	—		
		法人 事業税	1.2	8.8	10	99	155	96		
		【算定根拠】 別紙のとおり								
	④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○達成目標の実現状況 本税制措置を適用した国際戦略総合特区4区域においては、それぞれ複数の数値目標を掲げているが、総合特別区域法の目的は前述のとおり産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することとしていることから、各特区の数値目標のうち特に以下の観点を中心に評価指標としている。 ※分析対象期間は令和4年度からだが、2つの特区(アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区及びグリーンアジア国際戦略総合特区)の目標設定期間が令和3年度からであり、また前回評価時には令和元年度以降について記載していたことから、以下の表は令和元年度からで統一している。 なお、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区については、第3期区域計画(令和4年度～令和8年度)において数値目標を「特区関連事業による就業者の増加数」から「特区関連事業の進出企業及び機関数」へ切り替えており、前目標は令和3年度までで集計を終了している。 ○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 評価指標: 特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果 数値目標: 特区関連事業の進出企業及び機関数 令和4年度～令和8年度 累計: 50 件 (単位: 人)								

※1	適用事業数(件)	特区目標(累計の進出企業及び機関数)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和3年度	3	—	—	—
※2				
令和4年度	3	6	8	0
令和5年度	0	8	8	0
令和6年度	0	12	12	0
令和7年度 (見込)	0	12	—	—
令和8年度 (見込)	1	12	—	—
出典：特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用事業者分は、特区自治体による調査に基づく。 ※1本特区は現区域計画を令和8年度までとしているため、上記表には令和8年度まで記載している。 ※2令和4年度からの新計画のため、目標も令和4年度から設定。				
京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区では、現在の第3期区域計画(令和4年度～令和8年度)が始まった令和4年度以降税制を活用した事業は3件あり、令和4年度から令和6年度にかけて進出企業数が12社あるほか、今後、既存の税制適用事業者による新規事業実施が令和8年度に1件見込まれている。これらの取組の結果、個別化・予防医療時代に対応した、革新的な医薬品・医療機器の研究開発や製造拠点の形成により、健康関連産業の創出に繋がる。				
【参考】 評価指標：特区事業の実施によるライフィノベーション分野における経済効果 旧数値目標：特区関連事業による就業者の増加数 5年間(平成29年度～令和3年度)累計：1,500人(単位：人)				
	適用事業数(件)	特区目標(就業者の増加数)※		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	0	200	136	0
令和2年度	1	100	118	0
令和3年度	3	110	525	205
出典：特区自治体の適用事業者向け実績調査に基づく ※本特区は、第2期区域計画(平成29年度～令和3年度)が終了しており、第3期区域計画(令和4年度～令和8年度)では、事業の進捗状況等をより適切に把握する観点から、数値目標を「特区関連事業による就業者の増加数」から「特区関連事業の進出企業及び機関数」へ切り替えており、前目標は令和3年度までで集計を終了している。				
○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区 評価指標：中部地域における航空宇宙産業の生産高 数値目標：航空宇宙産業の生産高 10,818億円(令和元年度)→10,818億円(令和7年度)				

※令和7年度までに令和元年度実績(コロナ前)まで回復 (単位：億円)				
	適用事業数(件)	特区目標(推計生産高)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	7	11,200	10,818	23.9
令和2年度	2	11,800	7,307	5.0
令和3年度	2	10,818	6,843	0.3
令和4年度	0	10,818	6,146	0
令和5年度	2	10,818	7,339	0.9
令和6年度	2	10,818	8,659	精査中
令和7年度 (見込)	4	10,818	—	—
出典：特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用事業者分は、特区自治体による調査に基づく。				
アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区では、新型コロナウイルス感染症収束後の航空機需要回復を見据え、中部地域における航空宇宙産業の生産高を令和元年度実績(10,818億円)まで回復させることを目指した数値目標としている。 現在の第3期区域計画(令和3年度～令和7年度)が始まった令和3年度以降、特区目標(推計生産高)の実績値は目標値を下回っているが、足元では、航空機需要は回復に転じ、今後20年間でジェット旅客機の運行機数が1.6倍に増加すると見込まれており、令和5年度の実績値は令和3年度の3倍となっている。本税制を活用した設備投資も令和6年度2件、令和7年度4件見込んでいることから、これまで本税制を活用して整備した施設による生産に加え今後導入される設備分の生産(+α)により、特区目標への寄与が見込まれている。				
需要回復局面において、世界的な競争が一層激化することが予想される中で、日本最大の産業集積地である中部地域のサプライヤーが、激しい競争に打ち勝つための生産体制の整備のための積極的な設備投資を本税制により促進することが、アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスター形成に繋がる。				
○関西イノベーション国際戦略総合特区 評価指標：研究結果による効果 数値目標：特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年度～令和8年度の累積件数63件 (単位：件)				
	適用事業数	特区目標(累計の薬事申請数)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	5	27	37	3
令和2年度	3	30	45	6
令和3年度	3	33	52	9
令和4年度	2	51	54	9
令和5年度	1	54	55	10
令和6年度	1	57	58	13

	令和7年度 (見込)	2	60	—	—
	令和8年度 (見込)	1	63	—	—

出典：特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用事業者分は、特区自治体による調査に基づく。

※本特区は現区域計画を令和8年度までとしているため、上記表には令和8年度まで記載している。

関西イノベーション国際戦略総合特区では、現在の第3期区域計画（令和4年度～令和8年度）までの間に、本税制措置を活用した事業は計7件となる見込みである。本税制措置により整備した開発研究用器具備品を活用し、令和6年度における薬事申請 58 件のうち 13 件が税制適用事業者による申請となっている。

また、残る1社については、令和7年度及び令和8年度にそれぞれ1件ずつ、計2件の薬事申請が見込まれている（特区自治体による調査）。これにより、令和8年度の薬事申請目標 63 件に対し、税制適用事業者による申請は延べ 15 件程度を占める見通しており、特区の目標達成に一定の寄与を果たしている。

これらの取組の結果、当該地域が強みを有する分野のうち、医療・医薬分野の研究拠点や製造拠点が形成され、これらにより先端的なシーズや研究成果を実用化し、市場化に結び付けるイノベーションプラットフォームの構築の促進に繋がる。

〇グリーンアジア国際戦略総合特区

評価指標：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高

数値目標：年間売上高

約 0.2 兆円（平成 22 年 12 月現在）→約 5.71 兆円（令和7年）

（単位：百億円）

	適用事業数(件)	特区目標(年間売上高)※		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	9	420	370	343
令和2年度	9	519	329	301
令和3年度	8	424	323	288
令和4年度	5	461	321	288
令和5年度	6	497	396	363
令和6年度	5	534	350	313
令和7年度 (見込)	8	571	—	—

出典：特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用事業者分は、特区自治体による調査に基づく。

※推計売上高は、上記調査による、当該年度における税制措置活用分野の合計値（一部税制対象資産以外による売上高も含む。特区自治体による算定。）。

グリーンアジア国際戦略総合特区では、現在の第3期区域計画（令和3年度～令和7年度）の間に本税制措置の適用を受ける事業数は計

32 件（見込含む）。このうち、設備投資が完了し、税制措置の適用を受けた施設が稼働したことにより、令和6年度の推計売上高は約 313 億円になった。また、税制適用された事業者においては、今後も整備した設備等を活用した生産が行われることに加え、令和7年度には本税制を活用し設備投資が8件見込まれていることから、従前の整備した施設による売上高（令和6年度 313 億円）＋今後導入される設備分の売上高（ $+\alpha$ ）が計上され、特区の目標達成に一定の寄与を果たしている。

これらの取組の結果、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点の構築に繋がる。

【参考】
 ○つくば国際戦略総合特区（令和7年度末に区域指定の解除を申請予定）
 評価指標：ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進
 数値目標：事業・産業創出数
 15 件（令和3年度）→75 件（令和7年度）
 （単位：件）

	適用事業数	特区目標（事業・産業創出数）		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	0	—	—	—
令和2年度	0	—	—	—
令和3年度	0	15	11	0
令和4年度	0	30	15	0
令和5年度	0	45	20	0
令和6年度	0	60	37	0
令和7年度	—	75	—	—

出典：特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用事業者分は、特区自治体による調査に基づく。
 ※つくば国際戦略総合特区では、平成 25 年度以降、本税制措置の適用を受けていない。なお、第3期区域計画の期限を今年度末に迎えるにあたり、総合特区の区域指定解除を申請する予定。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
 適用事業者向けに実施したアンケート調査
 《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

本税制措置を適用して設備投資を行う場合、設備投資による直接的な効果も発生することから、令和3年度から令和5年度における設備投資累計額を整理している。

特区名	適用事業数	令和3～6年度設備投資額総計
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	6	約 6,346 百万円
アジア No.1 航空宇宙産業クラスター	6	約 970 百万円

一形成特区		
関西イノベーション国際戦略総合特区	7	約 723 百万円
グリーンアジア国際戦略総合特区	24	約 60,865 百万円

なお、令和6年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額 1,440 億円、総合経済波及効果は約 2,693 億円、雇用誘発効果は 16,143 人であった。租税特別措置の直接的効果を、総設備投資額に税制上の特例措置が適用事業者の意思決定に寄与した比率を乗じて算定すると、上述のアンケート調査から、税制上の特例措置が事業者の意思決定に占める比重は 27.0%で 適用事業者における設備投資額 1,440 億円であったことから、直接的効果は、約 388 億円(1,440 億円×27.0%)と推計される。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
適用事業者向けに実施したアンケート調査

《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》

○設備投資額に幅があり、適用数が僅少等であることについて
本税制措置は、各特区が目指す国際競争力の強化を目指す特定の産業分野の取組を後押しするものである。税制対象分野は、現在大きく分けて3分野であり産業技術、高度医療、環境技術となっており、これらの各分野は市場規模などや市場を巡る環境がそれぞれ異なっている。例えば、グリーンアジア特区においては、現在市場規模が急速に拡大する環境配慮型自動車(電気自動車など)関連分野の国際競争力の強化を図るための取組が近年行われており、大型の投資を行う傾向がある。他方、アジア No.1 航空宇宙クラスター特区では、我が国は旅客機製造を行える事業者がいないが、旅客機の製造に必要な基幹部品などの製造を担う事業者(サプライヤー)が多く、個々の部品ごとの市場規模は小さいがこれらの製造を担うサプライヤーの集積を狙う特区目標を掲げている。このように、各特区の目指す目標や適用事業者が狙う競争分野により設備投資規模は異なるものである。

次に、本税制措置の適用法人数は、制度創設当初から令和6年度までに 156 法人であり、分析対象期間における適用事業数は年平均 10 件程度であるが、これらの事業は総合特区制度の目的である国際競争力の強化に資する取り組みであり、かつ各特区が定める計画及び特区目標に沿う事業のみが適用されるものに限定している。また、前述の効果からみても各事業は特区目標の達成に貢献する取組が行われている。

令和7年度以降、29 法人が本税制措置の適用を見込んでおり、アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区では、特区目標「推計生産高」がこれまで本税制を活用して整備した施設による生産に加え今後導入される設備分の生産(＋α)が見込まれること、関西イノベーション国際戦略総合特区では、税制適用事業者において、特区目標「累計の事業申請数」が令和7年度及び8年度に2件見込まれること、グリーンアジア国際戦略総合特区では、特区目標「年間売上高」が従前の整備した施設による売上高(令和6年度 313 億円)＋今後導入される設

			備分の売上高(+α)が見込まれることから、本税制措置は、各特区が掲げる目標達成、産業の国際競争力の強化に資する各特区の事業計画に基づく産業分野の集積に寄与し、総合特区制度の達成目標の実現に有効な手段であると考ええる。
		⑤ 租税減を是認する理由等	租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、当該設備投資の結果、国際競争力の強化に資する研究開発や新製品開発などにより市場の獲得等により、前述「④効果」のとおり各特区の数値目標の達成につながるため、本特例措置には租税減を是認できる効果がある。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国際戦略総合特区は、特区に指定された地域における地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、特区ごとに定めた特定分野について産業の国際競争力の強化を図るためにこれらに取り組む民間事業者の創意工夫により実現しているものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考ええる。 また、国際戦略総合特区制度は、産業の国際競争力の強化を図るため、特区が定めた特定分野の産業集積を図るため計画を設定し、特区の政策目的の達成を把握するための目標値を設定し、取り組んでいるものであり、本税制措置は、その目的を達成するための具体的なインセンティブ措置であることから妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制特例だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。 総合特区における財政支援は、地域の主体的取組を支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて使途を確定し、関係府省に移し替えて執行する制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金(令和8年度は地方創生支援利子補給金として要求予定)を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。 一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
12	有識者の見解		

(別紙)

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和5年8月(R5 内閣 04)

総合特区設備投資促進税制
減収額の算定根拠

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	一件	租税特別措置の適用実態調査	
適用法人数(税額控除)	4件	租税特別措置の適用実態調査	
①特別償却実施額	一百万円	租税特別措置の適用実態調査	
②税額控除実施額	46 百万円	租税特別措置の適用実態調査	
③減収額	51.94 百万円	－百万円+50.74 百万円+－百万円+1.2 百万円	④-1+④-2+⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(－百万円×23.2%)×(1+10.3%)	(①×税率)×(1+税率)
④-2 法人税(税額控除)	50.74 百万円	(46 百万円)×(1+10.3%)	②×(1+税率)
⑤法人住民税	一百万円	－百万円×23.2%×7.0%	①×税率×税率
⑥法人事業税	1.2 百万円	－百万円+1.2 百万円	⑦+⑧
⑦所得割	一百万円	－百万円×1%	①×税率
⑧特別法人事業税	1.2 百万円	46 百万円×1%×260%	②×税率

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	1件	租税特別措置の適用実態調査	
適用法人数(税額控除)	3件	租税特別措置の適用実態調査	

①特別償却実施額		48 百万円	租税特別措置の適用実態調査	
②税額控除実施額		320 百万円	租税特別措置の適用実態調査	
③減収額		374.82 百万円	12.28 百万円+352.96 百万円+0.78 百万円+8.80 百万円	④-1+④-2 +⑤+⑥
	④-1 法人税(特別償却)	12.28 百万円	(48 百万円×23.2%)×(1+10.3%)	(①×税率)×(1+税率)
	④-2 法人税(税額控除)	352.96 百万円	(320 百万円)×(1+10.3%)	②×(1+税率)
	⑤法人住民税	0.78 百万円	48 百万円×23.2%×7.0%	①×税率×税率
	⑥法人事業税	8.80 百万円	0.48 百万円+8.32 百万円	⑦+⑧
	⑦所得割	0.48 百万円	48 百万円×1%	①×税率
	⑧特別法人事業税	8.32 百万円	320 百万円×1%×260%	②×税率

令和6年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	一件	特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)	8件	特区自治体調査	
①特別償却実施額	一百万円	特区自治体調査	
②税額控除実施額	392 百万円	特区自治体調査	
③減収額	442.57 百万円	一百万円+432.38 百万円+一百万円+10.19 百万円	④-1+④-2 +⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(一百万円×23.2%)× (1+10.3%)	(①×税率)×(1 +税率)
④-2 法人税(税額控除)	432.38 百万円	(392 百万円)×(1+ 10.3%)	②×(1+税率)
⑤法人住民税	一百万円	一百万円×23.2% ×7.0%	①×税率×税率
⑥法人事業税	10.19 百万円	一百万円+10.19 百万円	⑦+⑧
⑦所得割	一百万円	一百万円×1%	①×税率

	⑧特別法人事業税	10.19 百万円	392 百万円×1%×260%	②×税率
--	----------	-----------	-----------------	------

令和7年度

区分		数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)		一件	特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)		13 件	特区自治体調査	
①特別償却実施額		一百万円	特区自治体調査	
②税額控除実施額		3,815 百万円	特区自治体調査	
③減収額		4,307.14 百万円	0 百万円+4,207.95 百万円+0 百万円 99.19 百万円	④-1+④-2 +⑤+⑥
	④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(0 百万円×23.2%) × (1+10.3%)	(①×税率) × (1+税率)
	④-2 法人税(税額控除)	4,207.95 百万円	(3,815 百万円) × (1+10.3%)	②×(1+税率)
	⑤法人住民税	一百万円	0 百万円×23.2% × 7.0%	①×税率×税率
	⑥法人事業税	99.19 百万円	0 百万円+99.19 百万円	⑦+⑧
	⑦所得割	一百万円	0 百万円×1%	①×税率
	⑧特別法人事業税	99.19 百万円	3,815 百万円×1% × 260%	②×税率

令和8年度

区分		数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)		一件	特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)		10 件	特区自治体調査	
①特別償却実施額		一百万円	特区自治体調査	
②税額控除実施額		5,973 百万円	特区自治体調査	
③減収額		6,743.52 百万円	0 百万円+6,588.22 百万円+0 百万円+155.3 百万円	④-1+④-2 +⑤+⑥
	④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(0 百万円×23.2%)× (1+10.3%)	(①×税率)×(1 +税率)
	④-2 法人税(税額控除)	6,588.22 百万円	(5,973 百万円)×(1+ 10.3%)	②×(1+税率)

	⑤法人住民税	一百万円	0 百万円 × 23.2% × 7.0%	① × 税率 × 税率
	⑥法人事業税	155.3 百万円	0 百万円 + 155.3 百万円	⑦ + ⑧
	⑦所得割	一百万円	0 百万円 × 1%	① × 税率
	⑧特別法人事業税	155.3 百万円	5,973 百万円 × 1% × 260%	② × 税率

令和9年度

区分		数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)		一件	特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)		6件	特区自治体調査	
①特別償却実施額		一百万円	特区自治体調査	
②税額控除実施額		3,730 百万円	特区自治体調査	
③減収額		4,211.17 百万円	0 百万円 + 4,114.19 百万円 + 0 百万円 + 96.98 百万円	④-1 + ④-2 + ⑤ + ⑥
	④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(0 百万円 × 23.2%) × (1 + 10.3%)	(① × 税率) × (1 + 税率)
	④-2 法人税(税額控除)	4,114.19 百万円	(3,730 百万円) × (1 + 10.3%)	② × (1 + 税率)
	⑤法人住民税	一百万円	0 百万円 × 23.2% × 7.0%	① × 税率 × 税率
	⑥法人事業税	96.98 百万円	0 百万円 + 96.98 百万円	⑦ + ⑧
	⑦所得割	一百万円	0 百万円 × 1%	① × 税率
	⑧特別法人事業税	96.98 百万円	3,730 百万円 × 1% × 260%	② × 税率

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善（適正化）に伴う必要の措置
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☐ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の制度改善に伴う所要の措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税9) 法人住民税・事業税: 義(地方税10)
	②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和9年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。 《要望の内容》 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の制度改善等に伴う税制上の措置を講じることが要望する。 《関係条項》 ・ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の12の2 ・ 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の12の2 ・ 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第20条の8 ・ 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第8条の2の2、第9条の2の2 ・ 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第5条の4、第6条の2の2 ・ 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第2条の6、第2条の6の2、第3条
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年度8月 分析対象期間: 平成28年度～令和11年度
7	創設年度及び改正経緯	平成28年度: 新設 平成31年度: 運用改善の実施 令和2年度: 拡充・延長 令和7年度: 延長
8	適用又は延長期間	3年間(令和7年度～令和9年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。

《政策目的の根拠》

まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 (略)

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 (略)

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 (略)

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一～二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 (略)

地域再生法(平成十七年法律第二十四号)

第三章 地域再生計画の認定等

(地域再生計画の認定)

第五条 (略)

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

		一 地域再生計画の目標 二 (略) 4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。 一 (略) 二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。)が法人からの寄附(当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの(第十三条の三において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に関する事項 三～十八 5～18 (略) 第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置 第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例 第十三条の三 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○地方創生 2.0 基本構想(令和7年6月 13 日閣議決定) 第3章 4. 各主体が果たす役割 (1)国の枠割 ④財政・金融による支援等 (略) さらに、地域課題の解決に向けた民間資金の新たな流れを創り、企業の自主的な取組を促す必要がある。そのため、企業版ふるさと納税の更なる活用促進等を図るとともに、政策金融の活用や、地方公共団体と金融機関の連携を促進しながら、地方創生に資する利子補給制度の予算の一本化など資金ニーズに応じた柔軟な支援が可能となる仕組みなどを通じて、地域課題解決への金融機関の主体的な連携・参画を後押しする。
--	--	---

		○地方創生 2.0 基本構想 施策集(令和7年6月 13 日) 第1章 政策の5本柱 3. 人や企業の地方分散 ～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～ (11)企業版ふるさと納税の更なる活用促進等 企業版ふるさと納税について、大半の地方公共団体で活用され、寄附実績も年々増加し、優良事例も生まれてきている。地方公共団体側の体制がおおむね整った状況を踏まえ、<u>今後は、関係省庁や経済団体等との連携をより深め、寄附企業の裾野を広げることで、地方への資金の流れをより一層創出するなど、企業版ふるさと納税の更なる活用促進等を図る。</u>														
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策：5. 地方創生 施策：5. 地方創生に関する施策の推進														
	③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和9年度までに、本税制を活用した事業(計画)の目標が十分に達成されることとする。 ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、地方版総合戦略上の目標(KPI)とは別に設定する、各地方公共団体における本税制を活用した事業(計画)の目標の達成状況とする。 目標の達成状況については、毎年度受領する報告により把握することとし、達成すべき水準(目標値)としては、令和9年度まで毎年度、本税制を活用した事業(計画)のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答があった事業(計画)が8割を超えることとする。 また、測定指標(本税制を活用した事業の目標の達成状況)を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和6年度までに累計 1,000 億円以上、令和 9 年度までに累計 3,900 億円以上となることを目標とする。														
	④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制により、地方公共団体と企業の間で、地方創生という共通の目標の実現に向けて継続的な協力体制が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が発展していくことが期待される。 また、地方公共団体が、他団体と競い合いながら、より明確な目標設定をした上で、企業の協力を得るための工夫を凝らしていくと考えられる。 企業においても、本税制を活用することにより、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に協力することが可能となる。														
10	有効性等	① 適用数 【適用数の推移】 <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td></tr><tr><td>件数</td><td>58</td><td>116</td><td>170</td><td>188</td><td>372</td><td>948</td></tr></table>	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	件数	58	116	170	188	372	948
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3										
件数	58	116	170	188	372	948										

		<table><tr><td>年度</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td></tr><tr><td>件数</td><td>1,510</td><td>2,470</td><td>3,238</td><td>3,852</td><td>4,343</td><td>4,736</td></tr><tr><td>年度</td><td>R10</td><td>R11</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>件数</td><td>5,050</td><td>5,301</td><td colspan="4"></td></tr></table> ※(平成 28 年度～令和 5 年度) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※(令和 6 年度～令和 11 年度) ～令和 5 年度の実績の伸び率等から推計	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	件数	1,510	2,470	3,238	3,852	4,343	4,736	年度	R10	R11					件数	5,050	5,301																																																							
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9																																																																											
件数	1,510	2,470	3,238	3,852	4,343	4,736																																																																											
年度	R10	R11																																																																															
件数	5,050	5,301																																																																															
		【算定根拠】 別添参照																																																																															
②: 適用額	【適用額の推移(千円)】 <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>H29</td><td>R30</td><td>R1</td></tr><tr><td>法人税</td><td>6,095</td><td>27,453</td><td>37,796</td><td>64,577</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>4,771</td><td>148,039</td><td>332,282</td><td>492,581</td></tr><tr><td>事業税</td><td>1,180</td><td>90,859</td><td>182,248</td><td>298,673</td></tr><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>法人税</td><td>399,408</td><td>934,685</td><td>1,331,012</td><td>1,744,433</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>511,215</td><td>3,633,666</td><td>5,657,885</td><td>10,713,449</td></tr><tr><td>事業税</td><td>349,372</td><td>2,956,250</td><td>3,642,484</td><td>5,990,865</td></tr><tr><td>年度</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td></tr><tr><td>法人税</td><td>2,292,498</td><td>2,622,536</td><td>2,886,567</td><td>3,097,791</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>10,316,239</td><td>11,801,412</td><td>12,989,550</td><td>13,940,061</td></tr><tr><td>事業税</td><td>6,877,493</td><td>7,867,608</td><td>8,659,700</td><td>9,293,374</td></tr><tr><td>年度</td><td>R10</td><td>R11</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>法人税</td><td>3,266,771</td><td>3,401,955</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>14,700,469</td><td>15,308,796</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>事業税</td><td>9,800,313</td><td>10,205,864</td><td colspan="2"></td></tr></table> ※(平成 28 年度～令和 5 年度) 法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、 法人住民税及び事業税について「地方税における税負担軽減措置等の適用状況 等に関する報告書」 ※(令和 6 年度～令和 11 年度) ～令和 5 年度の実績の伸び率等から推計	年度	H28	H29	R30	R1	法人税	6,095	27,453	37,796	64,577	法人 住民税	4,771	148,039	332,282	492,581	事業税	1,180	90,859	182,248	298,673	年度	R2	R3	R4	R5	法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,744,433	法人 住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	10,713,449	事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	5,990,865	年度	R6	R7	R8	R9	法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791	法人 住民税	10,316,239	11,801,412	12,989,550	13,940,061	事業税	6,877,493	7,867,608	8,659,700	9,293,374	年度	R10	R11			法人税	3,266,771	3,401,955			法人 住民税	14,700,469	15,308,796			事業税	9,800,313	10,205,864		
年度	H28	H29	R30	R1																																																																													
法人税	6,095	27,453	37,796	64,577																																																																													
法人 住民税	4,771	148,039	332,282	492,581																																																																													
事業税	1,180	90,859	182,248	298,673																																																																													
年度	R2	R3	R4	R5																																																																													
法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,744,433																																																																													
法人 住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	10,713,449																																																																													
事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	5,990,865																																																																													
年度	R6	R7	R8	R9																																																																													
法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791																																																																													
法人 住民税	10,316,239	11,801,412	12,989,550	13,940,061																																																																													
事業税	6,877,493	7,867,608	8,659,700	9,293,374																																																																													
年度	R10	R11																																																																															
法人税	3,266,771	3,401,955																																																																															
法人 住民税	14,700,469	15,308,796																																																																															
事業税	9,800,313	10,205,864																																																																															
		【算定根拠】 別添参照																																																																															
③: 減収額	※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額 【減収額の推移(千円)】 <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>H29</td><td>R30</td><td>R1</td></tr></table>	年度	H28	H29	R30	R1																																																																											
年度	H28	H29	R30	R1																																																																													

		法人税	6,095	27,453	37,796	64,577
		法人 住民税	4,771	148,039	332,282	492,581
		事業税	1,180	90,859	182,248	298,673
		年度	R2	R3	R4	R5
		法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,744,433
		法人 住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	10,713,449
		事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	5,990,865
		年度	R6	R7	R8	R9
		法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791
		法人 住民税	10,316,239	11,801,412	12,989,550	13,940,061
		事業税	6,877,493	7,867,608	8,659,700	9,293,374
		年度	R10	R11		
		法人税	3,266,771	3,401,955		
		法人 住民税	14,700,469	15,308,796		
		事業税	9,800,313	10,205,864		
		※(平成 28 年度～令和5年度) 法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、 法人住民税及び事業税について「地方税における税負担軽減措置等の適用状況 等に関する報告書」 ※(令和6年度～令和 11 年度) ～令和5年度の実績の伸び率等から推計				
		【算定根拠】 別添参照				
④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○政策目的の達成状況 企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組が創出されており、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの地方創生事業を実施する地方公共団体を応援する政策目的が一定程度達成されている。 ○達成目標の実現状況 ＜達成目標①＞ 令和6年度まで毎年度、本税制を活用して実施した事業(計画)のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答があった事業(計画)が8割を超えること ＜実現状況①＞ 調査を開始した令和元年度以降、毎年度約8割に達している。					

各年度の平均では 80.6%となっており、8割を超えている。

令和元年度:308 事業(計画)／404 事業(計画)(76.2%)

令和2年度:458 事業(計画)／560 事業(計画)(81.8%)

令和3年度:836 事業(計画)／1,000 事業(計画)(83.6%)

令和4年度:1,059 事業(計画)／1,339 事業(計画)(79.1%)

令和5年度:1,228 事業(計画)／1,515 事業(計画)(81.1%)

令和6年度:1,338 事業(計画)／1,631 事業(計画)(82.0%)

※地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」より

<達成目標②>

地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和6年度までに累計 1,000 億円以上となること

<実現状況②>

令和6年度までに累計 1,820 億円(推計込)となり、目標を大きく上回っている。

【寄附額の推移(百万円)】

年度	H28	H29	R30	R1	R2
寄附額	747	2,355	3,475	3,380	11,011
寄附額 (累計)	747	3,102	6,577	9,957	20,968
年度	R3	R4	R5	R6	R7
寄附額	22,575	34,107	46,999	57,312	65,563
寄附額 (累計)	43,543	77,649	124,648	181,961	247,524
年度	R8	R9	R10	R11	
寄附額	72,164	77,445	81,669	85,049	
寄附額 (累計)	319,688	397,133	478,802	563,851	

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

※令和5年度までの寄附実績額(円単位)を基に推計寄附額(円単位)を算出し、表に百万円単位で記載しているため、合計が一致しない箇所がある。

※(平成 28 年度～令和5年度)

地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」より

※(令和6年度～令和 11 年度)

～令和5年度の実績の伸び率等から推計

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和5年度に内閣府が実施したアンケートにおいて、寄附を受領したことのある地方公共団体(n=1,427)に対して、企業版ふるさと納税を活用したことによるメリット(複数回答)について調査したところ、回答の上位3つが「企業との新たなパートナーシップの構築につながった」(48.6%)、「寄附を活用することで、一般財源で行うよりもより大きな規模の事業を実施できた」(43.0%)、「寄附があったことで新たな地方創生事業を行うことができた」(39.5%)となるなど、本税制が地方への資金の流れを創出し、地方創生に係る取組の事業化を後押ししているほか、本税制の活用により、企業と自治体とのつながりが創出され、官民連携による新たな取組を始めた事例もあるなど、本税制は政策目的の達成に大きく寄与しているといえる。 本税制の延長が行われた場合には、各地方公共団体における自主的・主体的な地方創生の取組が引き続き後押しされることから、達成目標①及び②に対する効果を把握するため、今後も地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく調査を実施することとし、達成目標①については、令和元年度から令和5年度まで継続して約8割に達しており、今後も継続して8割を達成すると考えられるほか、②については、令和 11 年度までに累計約 5,600 億円に達することが見込まれる。これは本税制によって生じる民間資金の流れであり、これらの資金を基に、より良い事業が実施され好事例として積み上がっていくものと考えている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・企業版ふるさと納税に関するアンケート(令和5年度内閣府実施) ・地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」 (https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/R05_keinen_zisseki.pdf)
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤: 税収減を是認する理由等	
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	地方創生実現のためには、企業の自主的な判断により、地方公共団体の地方創生の取組に関与させることが重要であり、持続可能な地方創生の取組につなげていくことが必要である。そのためには、国が地方公共団体に使途を定めた補助金を交付するのではなく、企業が地方創生の取組に対し寄附するインセンティブを与える租税特別措置による妥当性が認められる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制は、地方公共団体の実施する地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を広く応援する一方、同様の政策目的に係る他の支援措置である新しい地方経済・生活環境創生交付金については、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地

		域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押ししており、役割に相違がある。
	③：地方公共団体が協力する相当性	本税制の延長により、企業において、地域貢献への機運及び寄附文化の醸成が図られ、地方公共団体が実施する地方創生事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築に寄与するとともに、地方公共団体においては、安定的な財源確保が可能となることから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
12	有識者の見解	－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和6年8月（R6 内閣 03）

別添

令和6年度～令和11年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る寄附額、適用数、適用額及び減収額の推計について

<寄附額の推計>

- 令和2年度税制改正後の寄附実績額（令和2年度～令和5年度まで）を見ると、毎年約120億円増加しているが、制度の浸透により対前年度増加額は今後逡減することが考えられることから、令和6年度以降は前年度の増加額の8割相当額が増加すると仮定する。
- 下表のとおり、令和6年度推計寄附額は約573.1億円、令和7年度推計寄附額は約655.6億円となる。
- 延長された場合の令和11年度までの寄附額累計について、約5,639億円と推計している。

	H28 実績	H29 実績	H30 実績	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績
寄附額 (百万円)	747	2,355	3,475	3,380	11,011	22,575	34,107
対前年度 増加額(百 万円)	－	1,608	1,120	－95	7,631	11,564	11,532
累計 (百万円)	747	3,102	6,577	9,957	20,968	43,543	77,649
	R5 実績	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
寄附額 (百万円)	46,999	57,312	65,563	72,164	77,445	81,669	85,049
対前年度 増加額(百 万円)	12,892	(×0.8) 10,314	(×0.8) 8,251	(×0.8) 6,601	(×0.8) 5,281	(×0.8) 4,224	(×0.8) 3,380
累計 (百万円)	124,648	181,961	247,524	319,688	397,133	478,802	563,851

(※) 令和5年度までの寄附実績額(円単位)を基に推計寄附額(円単位)を算出し、表に百万円単位で記載しているため、合計が一致しない箇所がある。

(※) 平成28年度～令和5年度の寄附額については、地域再生法施行規則第14条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」による。

<適用数の推計>

- 適用数についても寄附額と同様に、令和6年度以降は前年度の増加数の8割相当が増加すると仮定する。

	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
適用数	372	948	1,510	2,470	3,238	3,852	4,343	4,736	5,050	5,301
対前年 度増加	－	576	562	960	(×0.8) 768	(×0.8) 614	(×0.8) 491	(×0.8) 393	(×0.8) 314	(×0.8) 251

<適用額及び減収額の推計>

- 過去3年(令和3年度～令和5年度)の税額控除実績等を見ると、下表のとおりであり、それぞれ平均で、法人税からの控除額は寄附額の約4%、法人住民税からの控除額は寄附額の約18%、事業税からの控除額は寄附額の約12%となっている。
- そのため、寄附額に対する推計控除割合は「**法人税:4% 法人住民税:18% 事業税:12%**」と仮定する。

	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R3～R5 平均
寄附額(千円)	22,574,504	34,106,611	46,998,736	—
法人税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	934,685 (4.1%)	1,331,012 (3.9%)	1,744,433 (3.7%)	3.92%
法人住民税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	3,633,666 (16.1%)	5,657,885 (16.6%)	10,713,449 (22.8%)	18.49%
事業税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	2,956,250 (13.1%)	3,642,484 (10.7%)	5,990,865 (12.7%)	12.17%

(※)法人住民税及び事業税について、
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」
法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
寄附額 (千円)	57,312,438	65,563,398	72,164,167	77,444,781	81,669,273	85,048,867
法人税(4%) (千円)	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791	3,266,771	3,401,955
法人住民税 (18%) (千円)	10,316,239	11,801,412	12,989,550	13,940,061	14,700,469	15,308,796
事業税(12%) (千円)	6,877,493	7,867,608	8,659,700	9,293,374	9,800,313	10,205,864

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置
税 目	法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☒ 拡充 ☐ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（学術会議の財政面での独立性・自律性を高めるには、寄附等による自己収入の増加が必要であり、評価対象となる法人設立以後3～5年で法人等からの寄付実績を作り、国費に全面的に依存せずとも活動できるようになることを目指す）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
【内閣府の補足説明】
① 日本学術会議の中に、法人化後の組織体制などを検討していく委員会（法人化準備委員会）を8月に設置し、その下の「自己資金検討ワーキンググループ」の中で、寄附金等の確保方策等を含めた議論を今後していくこととしており、現時点で目標値を示すことは困難。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 日本学術会議の中に、法人化後の組織体制などを検討していく委員会（法人化準備委員会）を8月に設置し、その下の「自己資金検討ワーキンググループ」の中で、寄附金等の確保方策等を含めた議論を今後していくこととしており、現時点で将来の適用数を示すことは困難。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 日本学術会議の中に、法人化後の組織体制などを検討していく委員会（法人化準備委員会）を8月に設置し、その下の「自己資金検討ワーキンググループ」の中で、寄附金等の確保方策等を含めた議論を今後していくこととしており、現時点で将来の減収額を示すことは困難。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（学術会議の財政面での独立性・自律性を高めるには、寄附等による自己収入の増加が必要であり、評価対象となる法人設立以後3～5年で法人等からの寄付実績を作り、国費に全面的に依存せずとも活動できるようになることを目指す）に対する将来の効果について、「本措置により、法人等が寄附を行う際のインセンティブを付与することができ、学術会議の寄附実績の増加が見込め、学術会議の財政面での独立性・自律性を高め、予算増額のための現実的な可能性や選択肢を拡大につながると考えられる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 日本学術会議の中に、法人化後の組織体制などを検討していく委員会（法人化準備委員会）を8月に設置し、その下の「自己資金検討ワーキンググループ」の中で、寄附金等の確保方策等を含めた議論を今後していくこととしており、現時点で将来の効果を定量的に示すことは困難。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人住民税、法人事業税: 義(自動連動)(地方税1)
		②: 上記以外の税目	法人税: 外、所得税: 外、個人住民税: 外、市町村民税: 外、事業所税: 外、相続税: 外
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 日本学術会議法(令和七年法律第70号)の成立により、令和8年10月1日に法人化される日本学術会議(以下「学術会議」という。)における安定的な財政基盤の確保に資するよう、必要な寄附税制上の所要の措置を講じるもの(恒久措置)。 法人化後の学術会議においては、財源の確保の手段の一つとして、学術の振興を目的とした寄附を広く募ることを想定しており、法人からの学術会議への寄附にインセンティブを付与したく、法人が行った寄附への特例措置を要望する。
			《関係条項》 —
5	担当部局		内閣府日本学術会議事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年7月 分析対象期間: —
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 学術会議が、寄附金収入を増大させることで、財政基盤を多様化させることができ、学術会議の財政面での独立性・自律性を高め、予算増額のための現実的な可能性や選択肢を拡大するとともに、活動の活性化やクオリティを向上させることで、学術会議の機能強化を図り、学術の知見を活用して社会の課題の解決に寄与する。 《政策目的の根拠》 ・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定) ・日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書(令和6年12月20日 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会決定)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 日本学術会議 【施策】 日本学術会議に関する施策の推進

		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	学術会議の財政面での独立性・自律性を高めるには、寄附等による自己収入の増加が必要であり、評価対象となる法人設立以後3～5年で法人等からの寄附実績を作り、国費に全面的に依存せずとも活動できるようになることを目指す。
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	租税特別措置等により、学術会議へ寄附を行う法人に対しインセンティブを付与することにより財源を増大させることで、活動を活性化させることができ、学術会議の機能強化を図り、学術の知見を活用した社会課題の解決に寄与する。
	10 有効性等	①: 適用数	明確な適用数を明記することは困難だが、法人設立以後に寄附実績を作り、国費に全面的に依存せずとも活動できるよう努める。 【算定根拠】 —
		②: 適用額	適用数の算出が困難なので、明確な適用額を明記することも困難だが、評価対象となる法人設立以後3～5年で寄附実績を作り、国費に全面的に依存せずとも活動できるよう努める。 【算定根拠】 —
		③: 減収額	適用数・適用額の算出が困難なため、明確な減収額を明記することも困難である。 【算定根拠】 —
		④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 — 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、法人等が寄附を行う際のインセンティブを付与することができ、学術会議の寄附実績の増加が見込め、学術会議の財政面での独立性・自律性を高め、予算増額のための現実的な可能性や選択肢を拡大につながると考えられる。 他方、本措置が講じられなかった場合は、学術会議への寄附の機運

			が促進されないことにより、寄附実績が見込めず、学術会議の財政面での自律性が高まらず、学術会議の機能強化がなされなくなるおそれがある。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤: 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	学術会議への寄附を行う企業に対するインセンティブ(寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	学術会議において寄附金収入は企業のニーズを踏まえ、学術会議の機能強化に向けて学術会議が自主的に使用することとなる。一方、補助金は、国費の投入により学術会議が作成した年度計画に基づき特定の用途に対して措置されるものである。 寄附税制により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。 寄附金による財源を確保することにより、学術会議の機能強化が見込め、学術の知見を活用した社会課題の解決に寄与する。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	学術会議では地方における学術の向上発達に向けた取組も行うことを想定しているところ、当該租税特別措置等により、学術会議の財源が増大した際に、地方における学術の向上発達に資することになる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

